みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

Philosophy of “Living at Home” : Reconsidering the spatial range of civil society and ageing by describing the community based welfare practice in South western Finland

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 髙橋, 絵里香 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003873

国立民族学博物館研究報告36(1): 35-76 (2011)

「在宅」の思想
──フィンランド西南部の地域福祉にみる市民社会の範域とエイジング──

髙　橋　絵里香*

Philosophy of “Living at Home”: Reconsidering the spatial range of civil society and ageing by describing the community-based welfare practice in South-western Finland

Erika Takahashi

市民社会論において，アソシエーションや相互扶助の派生する場となる共同体は，市民社会の土台としての位置づけを与えられている。そうした地域社会を重視する市民社会論の議論を反映しているのが，地域中心主義と呼ぶべき理念に支えられたローカルガバナンスを推進する動きである。その一例が，社会福祉制度における地方自治体への分権と地域福祉の進展である。

本稿は，こうしたローカルガバナンスの実践において，地域の地理的特長がどのように制度を規定しているのか，住民参加型システムにおける住民の参加がどのような規範と自発性に基づいているのか，という問題について考察する。具体的には，在宅の高齢者を対象とした地域福祉のシステムが稼動するフィンランドの一地方自治体を事例としている。

この事例から，市民と行政が社会サービスの提供において協働し，市民社会が国家や市場の原理に寧ろ寄り添う形で機能していることが導き出された。特に高齢者福祉は，行政と民間，高齢者自身の互酬的協働によって成立するために，その傾向は顕著である。それ自体は批判に値する事象ではないが，共同体に根拠を置く地域福祉に特徴的な構造的な制約の源でもあることを理解しておくべきである。

In arguments on civil society, community as a field to generate mutual help and as a place where associations act is regarded as its foundation. Local governance is one of these communitarian type foundations suggested for civil society. Promoting decentralization and a municipality-based welfare system

* 日本学術振興会

キーワード：フィンランド，エイジング，高齢者福祉，互酬，市民社会
Key Words ：Finland, ageing, welfare for elderly, reciprocity, civil society

is the stereotypical movement generated from this idea. This paper examines how the geographical range of governance may regulate the local system, and what kind of norm and spontaneity the participation of citizens is based on. In particular, the local welfare services for elderly people in a Finnish municipality are taken as a test case.

From this example, the cooperation between citizens and public administration in social care service provision is observed. Civil society functions in accordance with the principle of the welfare state and the principle of the market economy. This tendency is obvious especially among the welfare services for the elderly because of the reciprocal nature of the welfare system. This characteristics can hardly be criticized. Nevertheless, it is the origin of the structural restriction on local welfare systems based on small scale communities.

1　はじめに
1.1　地域福祉の市民社会論的理解
1.2　福祉国家の現状
1.3　フィンランドにおける社会福祉の地域化
2　調査地概要
2.1　群島町の位置づけ
2.2　フィンランドの個と社会
2.3　群島町の高齢者福祉
3　在宅を支えるロジック
3.1　老年期のライフコース
3.2　老人の家
4　市民の福祉
4.1　オープニング・セレモニー
4.2　ふるまいのフォーマットの流通
4.3　スタッフの経歴
4.4　ボランティアの経歴
4.5　利用者たちの互酬的活動
5　考察
5.1　社会福祉の互酬性
5.2　群島町の老後と互酬のカーブ
5.3　地域福祉と市民社会

1　はじめに

1.1　地域福祉の市民社会論的理解

「市民社会」とは多義的な概念である。その議論的起源はギリシャ時代にまで遡って辿ることが出来るだろう。「政治的に組織された共同社会」（エーレンベルク 2001）を実現するための論考こそが，市民社会論の原点である。以来，市民社会という概念は，時代の状況を反映する形で拡張し続けてきた。特に，中央集権的な国家の出現や市場至上主義的資本主義の拡大以降，市民社会論は国家権力や国家による統治の論理との対比で理解されてきた（cf. 吉田 2005）。それは全体主義的国家に抵抗する社会運動として，ほぼ民主主義と同義に用いられてきた一方で（Paley 2002: 482），東欧革命の例が示すように，現代の市民社会は市場の論理によって商品化されていく側面も持つ（エーレンベルク 2001: 306）。こうした国家，市場，社会の複雑な関係は，人類学者のフィールドにおける市民社会概念の受容過程そのものを多様なものとしている（cf. Comaroff and Comaroff eds. 1999）。

この市民社会概念の多義性は，単語に含まれる「社会」という概念領域の重層化と密接に連関している。東欧の民主化運動に代表される，国家と領域を同じくし，国家に対抗的な存在としての社会を仮に「国家≒社会」と呼ぶならば，それは「住民参加型」と呼ばれる運動や開発現象に代表されるコミュニティと兌換可能な「地域≒社会」とは明らかに区別される。さらに，グローバリゼーションが生活実感を伴って経験されるようになった現在では，「国境を越える市民社会」といった表現が含意するような，明示的な境界を持たず，最終的には地球規模まで拡大可能なネットワーク的繋がりを基盤とするような「地球≒社会」にまで領域を拡大することも可能である。以上のような地域・国家・地球に大別される市民社会の 3 つの範域のうち，どれに重点を置くかによって市民社会概念の理解は異なってくると言えよう。

概念そのものが多義的に用いられてきた一方で，これまでの市民社会をめぐる議論は，市民社会を実現されるべき望ましい対象，何らかの「良さ」を含意する表現と看做してきた点において共通している。例えば，1997 年の「アメリカの未来を目指すサミット」では，民主主義の基礎としての地域のボランティア活動を国家による統治に対抗する市民社会の基礎であると賞賛し，「地域の活性化，良き市民性と公的奉仕の習慣を強化すること」（エーレンベルク 2001: 13）が唱えられた。市民社会は，「エ

ンパワメント，パートナーシップ，参加，地域社会への貢献」（Paley 2002: 483）といった概念と結びつけて理解されてきたのである。

この「サミット」にも如実に見られるとおり，市民社会概念の道徳的・規範的側面がもっとも如実に表れているのが，国家という統治主体によって独占されてきた諸制度の単位を細分化しようとする動きである。本稿では，こうした地域≒社会を舞台とした市民社会的現象群を「ローカルガバナンスの拡大」と定義し，そうした動きを支える理念を「地域中心主義」と呼んでおきたい[1)]。ガバナンスとは，従来のハイエラルキカルなガバメント（統治組織）ではなく，中央政府のみならず地方自治体や非政府部門によって分有される統治の過程に着目する概念である。したがってローカルガバナンスは，この考え方を自治体にも適用し，「行政と市民が対等な立場に立ったうえで協力し合いながら地域の問題を解決していくこと」（武川 2010: 316–317）であると言えよう。ローカルガバナンスを推し進める動きは，いわゆる地方分権改革と関わるあらゆる現象の中に見いだすことが出来るが，特に医療，福祉，開発といった住民の生活と密接に関わる領域において顕著である。

ローカルガバナンスをめぐる議論は，「社会システムが新しい開かれた共同体として，自発的に再組織化される」（神野 2004: 15）ようなソーシャルガバナンスの立ち上げをもって「新しい市民社会の形成」（神野 2004）を企図してきた。そこからうかがわれる通り，「地域≒社会」に開放性・越境性を付加し，アクターとして自発的に行動する市民を設定することで，旧来の国家や伝統的共同体から差別化を図ろうとしてきたのが地域中心主義の道徳であると言えよう。

ただし，ローカルガバナンスが制度の作動単位を細分化し，地域内に蓄積された人的・物的リソースを活用しようとする傾向にある以上，「地域≒社会」の開放性や市民の自発性とは逆のベクトルも内包することが容易に想像される。ローカルガバナンスが地理的領域の特長を反映する以上，制度の構築・利用に関わる住民もまた従来の慣習的行動から完全に自由であるとは考えられないためである。

そこで，本稿は以下の 2 つの問題提起について，考察を施していく。すなわち，

① 地域中心主義を反映するシステムは，実際にはどの程度「市民社会的」特徴を備えているのだろうか。
② 「市民社会」の理念上の根拠となる地理的越境性，市民の自発性は，どの程度実践されているのだろうか。

具体的には，「地域≒社会」を舞台とするローカルガバナンスの具体的展開を検討する為に，地方分権の結果として生まれた自治体ベースの高齢者福祉制度について，その地理的特長や住民の行動という観点から分析していく。社会福祉に注目する理由は，全般的に先進国の社会福祉制度が国家から地方自治体へと流通範囲を縮小する過程にあること，さらに「福祉＝幸福（well-being）」という単語が端的に示す通り，望ましい生の実現様式にこそ人々の志向する価値が体現すると考えられるからである。

ここで事例として用いるのは，北欧型福祉国家の一員と看做されているフィンランドの高齢者向け自治体福祉[2)] である。様々な福祉制度の類型の中でも，北欧型は国家の福祉制度に対して果たす役割がもっとも大きいとされる。ただし，次節および第 2 章で述べるように，北欧諸国の中でもフィンランドは言語や歴史といった側面で他国と異なる特徴を持っており，それは本稿で取り上げる地域の特性にも直結している。そこで，国や自治体という単位の地域的（regional）な特性がローカルな制度実践にどのように反映されているのかを考慮しつつ，以下の問いについて民族誌的記述を行っていく。

i）行政の設定する制度は，どのように個々人の生──本稿の場合は老いていく過程──を規定しているのか。
ii）当該地域の人々は，どのようなふるまいによって地域福祉というシステムを支えているのか

以上のような問題提起を踏まえ，次節以下ではまず，本稿の舞台を理解する上で欠かせない北欧型福祉国家という概念について，その現代的展開を解説し，調査地となったフィンランドの一地方自治体，通称「群島町」の地域福祉の状況を記述する。その上で，第 2 章以降で高齢者の在宅生活を支える社会サービスについて，デイサービスセンター「老人の家」の発足と拡大を主眼にすえた記述から，地域福祉の構図と，そこに関わる人々の行動のロジックについて分析をほどこしていく。

1.2　福祉国家の現状

本節と次節では，北欧型福祉国家におけるローカルガバナンスの進展と地域中心主義の浸透が，具体的にはどのような現象の中に見いだせるのか，簡略に説明しておきたい。

そもそも「福祉国家（welfare state）」とは何か。もっとも簡単な定義を採用するな

らば，それは「国民の福祉の向上を目的とし，完全雇用や社会保障を重視する国家」（武川 2001: 6）である。現在，一定の産業化を経験したいわゆる「先進国」のほとんどが福祉国家としての道を歩んでおり，それを達成するための方法は無数に存在する。そこで，福祉国家を類型化する様々な試みが社会政策系の議論においてなされてきた。中でも影響力を持っているのが，ヨスタ・エスピン-アンデルセンの福祉レジーム論（welfare regime theory）であろう（エスピン-アンデルセン 2000）。彼によれば，先進福祉国家は 3 つの原理，すなわち市場・家族・国家という原理のうちのどれが国民の福祉に大きく関与しているか，という観点から大まかに言って 3 つに分類することができる。それが，自由主義レジーム・保守主義レジーム・社会民主主義レジームである。

「自由主義レジーム」とは，市場原理が中心的な役割をもっていて，これを家族原理と国家原理が補完する形をとる福祉レジームである。アメリカなど英語圏の諸国がその代表格であり，自助努力を重んじ，政府は最低限の福祉を保障するとされる。「保守主義レジーム」においては，家族原理，あるいはコーポラティズムを中心として生活が組織されている。市場原理と国家原理は周辺的な役割しか果さず，職業別の福祉制度が発達している場合が多い。日本はこの保守主義レジームに分類されており，ヨーロッパの中でもドイツとイタリアにこのような傾向が強いと考えられている。

そして本稿において取り上げる福祉国家の体制が「社会民主主義レジーム」である。高福祉高負担で平等主義を追求する北欧諸国がこれに該当し，その特徴の「一つは普遍主義であり，もう一つは民間福祉の最小限化である」（エスピン-アンデルセン 2000: 122）とされている。エスピン-アンデルセンの分類に従えば，社会民主主義レジームにおいて市場原理と家族原理は大きな役割を果たしていないとみなされる。ただし，トーマス・マイヤーによれば「北欧諸国の社会民主主義政党は，1920 年代という早い時期から，資本主義の論理を普遍主義的な福祉国家の経済的基盤を作り出す上で適切な手段であるとみていた」（マイヤー 2005: 27）という。国ごとに多少の年代的な差があるとはいえ[3]，ケインズ主義的な市場経済の調整によって，北欧諸国においては第二次大戦後に福祉国家が実現されていくこととなったのである。

その意味で，手厚い福祉の実現は好調な経済成長を前提とする。例えばフィンランドにおいて福祉国家建設の動きを決定づけた著作とされるペッカ・クーシの『1960 年代のための社会政策』（*Social Policies for the Sixties.*）でも[4]，計画経済による経済的成長と社会民主主義，そして社会的平等という 3 つの条件が同時に達成しうるという楽観的な観測がたてられている（Kuusi 1964）[5]。民主主義・社会的平等・経済的成

長は幸運な形で相互依存していると考えたクーシの「好循環（virtuous circle）」（Kettunen 1997）モデルにおいて，経済成長の結果としての国民所得の再分配を実現する社会政策は，福祉国家に対して決定的な役割を演じるものとされたのである[6]。

しかし，福祉国家を維持する「好循環」は，国家が経済的に躓いたときには容易に崩壊する不安定極まりないシステムでもある。北欧型福祉国家モデルにとっての最大の誤謬は，国家の経済的成長がサービス部門における雇用の創出といった国内での対応によって維持されると考えた点にあった。だが，実際のところ経済は常にグローバルな観点からしか把握されない。経済の世界システムにおける中心の一つとして機能することなしに，近代的福祉国家の成立は不可能であるからだ。その意味で普遍主義的福祉国家モデルは致命的な脆弱さを抱えていたといえよう[7]。特にフィンランドにおいて 1990 年代の不況は深刻なものであった。対ソ貿易に経済的に依存していたフィンランドは，ソヴィエト連邦の崩壊によって深刻な経済不況に見舞われる。失業率は 16% 近くに達し，GDP は 10 ポイントの下落を経験した。

こうした歴史的・政治経済的要因により，フィンランドは「北欧型」と一括りにされる国々の中でも比較的早い段階から，社会民主主義型福祉国家モデルの真剣な見直しを迫られてきたのである。実際，1990 年代には社会保障分野における給付制度のほとんどが縮小・変更を余儀なくされ，同時に雇用対策が重点化された。社会保障だけではなく，社会サービス[8] の領域においてもそのサービス内容は大きな変更を余儀なくされた。それは，在宅介護へのシフトと地方分権改革と要約することができる。

1.3　フィンランドにおける社会福祉の地域化

高橋睦子によれば，高齢者のための「自治体福祉施設」は 1950 年の時点でフィンランドに 345 ヶ所あった（高橋睦子 1998）。これらの施設のうち，一人用の個室はわずか 5% であり，施設の生活状況は劣悪なものであったといえる。だが，「老人ホーム」という名称が使われるようになった 1960 年代以降には，施設数の増大と共に状況の改善が図られる。老人ホームの収容人員数は 1970 年代半ばまで増大し続けたが，その後は高齢者用のサービス付住宅[9]，そして様々な在宅介護サービスによって取って代わられることとなった。

これは，施設での生活自体が「ノーマル」と看做される生活形態からかけはなれているという反省に基づく方針変換である。これまで住み続けてきた自宅で暮らし続けることを支援する在宅介護は，デンマークを発祥の地とするノーマリゼーション運動によって推奨された（ニィリエ 2004）。

このような潮流をさらに後押ししたのが，1990 年代の地方分権改革である。この改革により，教育，保健医療，福祉，地域計画の領域において，地方自治体に課された責任は増大した。具体的には，「地方自治体の社会福祉に対する県庁の監督はほとんどが廃止された。自治体は，（中略），地域のニーズのために作成した計画を中央官庁に通報することで十分とされるようになった」（高橋睦子 1998: 458）ほか，社会福祉財政に対する国家補助金の占める割合は 41% から 25% に減少し，地方の財政負担は 48% から 64% に増加した（高橋睦子 1998: 459）。

こうして住民の福祉の供給について全面的な責任を負うようになった自治体は，限られた予算を有効に活用するために，サービスのコスト削減に努めていった。特に，十分に予算のない自治体では，施設介護から在宅介護への比重の転換が急速に進んでいくこととなった[10)]。これは，在宅介護と比べて施設介護は圧倒的にコストが嵩むためである。こうして，フィンランド全体での老人ホーム入居者数は，1980 年の 26284 人から 1994 年には 23406 人，2005 年には 16779 人へと減少していく。

以上のような 1990 年代以降の変化は，「地域」をベースとしたサービス供給の進展と要約することができよう。そこでは地方自治体が大きな責任を担うと共に，行政以外の第三セクターや地縁・血縁関係の協力をもとめていこうとする福祉多元主義的な動きも伴う。つまり，元来は社会と国家が同一の範囲を占めることを前提としたシステムである社会福祉は，社会の領域を従来の国家≒社会から地域≒社会へと縮小することで，その機能を保持しようという動きの中にある。その意味で，フィンランドの社会福祉制度においてもローカルガバナンスが浸透しつつあると言えよう。

以上のようなプラクティカルな要因による地域中心主義の推進過程をどのように評価すべきだろうか。これを市民社会の実現という望ましい現象であると看做す前に，そうした社会福祉の在宅化が，サービス受給者である高齢者の老いていく過程（エイジング）をどのように形作っているのかを検討する必要があるだろう。そこで本稿はこれから，高齢者福祉の領域に在宅の思想が持ち込まれたことで，社会福祉の目的がどのように変容しつつあるのか，新たな構図を提示することを目指していく。具体的には，論者がこれまで主たる調査地としてきた「群島町」（仮称）における在宅介護サービスの展開と，アクター間の協力関係を記述していく。

2　調査地概要

2.1　群島町の位置づけ

本章では，この論文の記述の中心となる群島町の地域福祉制度について理解するために，歴史的・地理的背景，家族の生活形態，そして高齢者福祉の概要について簡単に解説していく。まず第 1 節では，この論文の民族誌的現在を同定した上で，群島町をフィールドとして選定した背景となる地域的特徴を紹介する。

筆者は，フィンランド西南部の自治体群島町において，2001 年 5 月から 2003 年 1 月まで約 20 ヶ月間の集中的なフィールドワークを行い，その後も 2009 年まで断続的に現地を再訪して短期的な補足調査を実施してきた。ただし，2009 年 1 月に群島町を含む 5 自治体が合併され，行政による高齢者福祉の適用範囲も大幅に拡大したことで，調査地の状況は変容を遂げ始めている。よって本稿の「民族誌的現在」は 2001 年から 2008 年までと設定したい。これはフィンランドにとってどのような時代であったのだろうか。

1995 年，フィンランドは EU への加盟を経験し，2002 年には通貨が統合された。21 世紀初頭とは，フィンランドが EU の一員としての新しい体制に馴染んでいった時期でもある。その変化は日常の微細な領域にまで行きわたるものであった。例えば，オランダやスペイン産の野菜が一年中スーパーマーケットで買えるようになり，大学の共同研究に対して EU 内での国際協力が義務づけられた。群島町でも，失業者向けの再教育プログラムをアイルランドの小さな自治体との共催とすることで，EU の助成金が獲得された。こうした（ヨーロッパ内部での）国際化が進展したのは，それまでソヴィエト連邦を主たる外交先としてきたフィンランドが，ヨーロッパに向けて念願の急接近を果たしたことを意味している。その一方で，ソ連崩壊を大きなきっかけとした 1990 年代の深刻な経済不況から脱出したこの時期，福祉国家のコスト削減が常態となっていき，新自由主義的方向へと傾斜していったことも確かである。財政危機を乗り越えるために社会保障関連予算が削減され，自治体は少ない予算で何とか代替する社会サービスを提供しようと試行錯誤を繰り返していた。群島町もまた，そうした地方自治体の 1 つである。

群島町は，フィンランド西南部，フィンランド・プロパー[11)] と呼ばれる県に存在する自治体である（図 1 参照）。「フィンランド・プロパー（Finland Proper）」とは，

フィンランド西南部に位置する“Varsinais-Suomi/Egentliga Finland（fin/swe）[12]”という地方名称の直訳であり，“フィン人”を自称する人々がスウェーデン統治時代以前から暮らしていた。その後も，この地域はヘルシンキ以前にフィンランドの首都であったトゥルク市を擁し，フィンランドではもっとも古くからスウェーデンの支配下にあって栄えてきた。以下に記すフィンランドに固有の歴史的背景は，群島町の地政学的理解において重要であり，群島町の使用言語や経済的状況を形作ってきたのである。

まず，隣国スウェーデンとの関係について確認しよう。フィンランドが現在の国境線を画定するのは第二次大戦後であるが，国としての独立を果したのは 1917 年のことである。それまでのロシアの大公国としての 100 年間を除けば，フィンランドは常にスウェーデンの一部とみなされてきた。スウェーデン王国によるフィンランド支配の記録は，その初期には伝説や慣習の域に属するものである（Singleton 1989: 18）。スウェーデン本土からの入植に関する正式な記録としては，12 世紀にスウェーデン王がフィンランドに十字軍を派遣して住民に対するキリスト教の宣教を行ったのが，最も初期のものであろう。以降，現在のフィンランドにあたる領域はスウェーデン王国の一部として扱われ，その支配は約 650 年にわたって続いた。



図 1　スウェーデン系フィンランド人の居住地域（図内の表記はフィンランド語／スウェーデン語の順としている）

当時の入植者を直接的な子孫とする人々を中心としたスウェーデン系フィンランド人（suomenruotsalaiset/finlandssvenskar: fin/swe）たちは，現在もボスニア湾を挟んだスウェーデン対岸のオストロボスニア（Österbotten/Pohjanmaa: swe/fin）地方，フィンランド・プロパー地方，ヘルシンキ周辺（Uusimaa/Nyland: fin/swe），そしてオーランド諸島（Åland/Ahvenanmaa: swe/fin）に多く暮らしている（図 1 参照）。前述の通り，フィンランド・プロパーはフィンランドでも最も古くから都市化が進んだ県であり，スウェーデン支配時代の首都トゥルク市を擁する。

群島町は，このトゥルク市近郊に位置する人口 1 万人程度の自治体（kunta/kommun: fin/swe）である。周辺の自治体群の中では比較的規模が大きく，近年では通勤・通学者のベッドタウンとして人口は増加の傾向

にある。オーランド諸島に向かって点在する島々の中で最も本土寄りに位置する群島町は，先史時代から人が暮らしていた地域でもあり，アーキペラーゴへの入り口として古くから海運・漁業を中心に栄えてきた（Pargasbygdens Historiekommitté ed. 1959）。

この自治体の仮称，「群島町（Skärgårdstaden/Saaristokaupunki: swe/fin）」を考えたのは現地の人々である。フィールドワークを行ってきた主な施設に勤務する人々，継続的な交流をもつ老人たちに対し，本来の町の名前に代わる仮称を使いたいと申し出たところ，実に様々な名前が提案された。例えば歴史を趣味とする人は「貧しい町（Magerstan/Köyhäkaupunki: swe/fin）」という古い慣用的な呼称を提案し，若い頃は海運業に携わっていた老人は「アイリスト（Erstan/Airisto: swe/fin）」という海域名を希望した。他にも群島町が石灰鉱山を有することから，一種の企業城下町として発展してきた経緯を踏まえ，「工場町（Brukstaden/Bruukinkaupunki: swe/fin）」という名称も提案された。しかしこの町が大小の島々が連なるアーキペラーゴの中心地であることこそ，自分たちの町を一番よく表している特徴だというのが大多数の意見であった。そこで，本稿は「群島町」の名前を採用した[13]。実際，本稿の民族誌的記述においては，この町がもつ「群島」としての特性が，地域福祉を深い部分で形作っていることを示していくこととなる。

また，これらの名称が二言語で表記されていることからも分かる通り，群島町はフィンランド語とスウェーデン語を公用語として採用した二言語自治体である[14]。群島町の場合，スウェーデン語話者が多数派であるため，町の道路標識や住所表記など，すべての正式な表記は常に“Skärgårdstaden（swe）”を先に，“Saaristokaupunki（fin）”を後に書く。フィンランドでは，44 の地方自治体が 2 つの公用語をもつ二言語自治体であるとされているが[15]，群島町はフィンランド語話者･スウェーデン語話者の人口割合がほぼ等しいというフィンランドでも珍しい地域である。言語人口の比率の詳細をみれば，55%対45% とスウェーデン語話者の方がわずかに優勢な状況が続く。

2.2　フィンランドの個と社会

次に，群島町の高齢者福祉制度について紹介する前に，フィンランドにおける家族と福祉国家の関係について簡単に述べておきたい。現在，群島町に暮らす高齢者の多くが，夫婦世帯，あるいは単身世帯を営んでいる。これはフィンランドという福祉国家が想定する世代の標準的な生活形態であり，福祉制度はその世帯構造を織り込んだ形で設計されている。その意味で，福祉国家と世帯構造は，互いに互いを規定する鶏と卵のような関係にあるだろう。

フィンランドでは，1970 年に子供による両親の扶養の義務が存在しないことが明文化された（Sipilä et al. 1997: 33）。そもそも社会保障の大きな目的の 1 つが，女性の家事労働，家族介護からの解放であり，特にデイケアは子供をもつ母親がフルタイムで勤務することを後押ししたといわれている。高齢者福祉もまた，介護・扶養する家族を解放したという文脈で理解されよう。

だが，そもそも北欧は福祉国家以前から核家族中心の世帯構造をもっていたという議論もある。リン・カは北欧社会全般に中世から続く以下のような世帯構造を，北欧型福祉国家の基礎として関連づけている（Ka 2005）。中世以来のライフサイクルとして，子供が 16 歳になると家を出て，結婚するまでは他の農家や町で働くという習慣があった。また，18 世紀までの農場の平均人員は 6 〜 8 人，小作人の家庭では約 4 人であり[16]，クランやリネージといった観念は弱かった。これは，1539 年に施行されたスウェーデンの法律によって長子相続制が制定され，直轄地では農場の相続人を 1 人に限定することによって，農地の分割が禁止されたことも影響しているだろう。そのため，「若者は自分自身の家の外で召使として働くべきだという社会的習慣が，家族の拡大可能性を限定する役割を果たした」（Ka 2005: 731）のである。こうしたネオローカルの居住規則や，親族集団へと拡大しない世帯形態が，国家（あるいは共同体や教会といった家族外の組織）の介入を促したというのが彼の主張である。

確かに，北欧型福祉国家の最大の特徴はその徹底した個人主義にある。現在も社会保障給付は世帯ではなく個々人を対象としており，社会サービスは個人の自律性を重視し，人々のニーズを出発点としたサービスの供給を根本原理としている（Sipilä et al. 1997）。女性の雇用機会均等化や家族単位の福祉給付を廃止することで個人と国家の直接的な関係が結ばれており，階級や居住地域に依らず国民に一定レベルの知識を授けることを目的とした公教育制度が行き届き，普遍主義的な社会保障給付が実施されている。

このような北欧諸国に通低する個人主義を，ラース・トレゴードは「国家主義的個人主義（statist individualism）」と呼び，その特徴として，個人が国家と直接的に関係を結んでいることと共に，市民社会が国家と反発しない状態にあることを挙げた（Trägårdh 1997）。その意味で，北欧型福祉国家とは個人主義に基づく福祉国家であるとみなすことができる。

だが，国家主義的個人主義は必ずしも（中間集団的な）社会の存在否定には繋がらない。トレゴードと同じ論集における「北欧諸国の固有性は，国家と教会の間の拮抗が存在しない点にある」（Stenius 1997: 162–163）というヘンリク・ステニウスの指摘

の通り，北欧においては行政と民間，世俗と教会という区分は自明なものとならなかった。そのために個人が国家に対抗していくための土台としての，例えば中間集団の存在によって定義づけられるような「社会」は誕生していない[17)]。こうした特徴は，群島町の高齢者福祉にも反映されている。行政以外の多くのアクターが社会サービスの供給に関わり，福祉システムの一翼を担っている様態については，第 3 章で記述していきたい。

2.3　群島町の高齢者福祉

以上のような歴史的経緯と社会構造を踏まえた上で，地域福祉の主な担い手であるところの行政による社会サービスの内容を見ておこう。群島町では現在，大まかに言って 3 つの領域で在宅高齢者を対象にした社会サービスが提供されている。すなわち，① 経済的支援，② 身体的介助，③ その他である。

①の「経済的支援」は，社会保障や年金手当など国家単位の制度による所得保障が大部分を占めているが，教会やボランティア組織による金銭や物品の提供なども含めることができよう。群島町では，高齢者の多くが国民年金給付を唯一の財源とする生活を送っており，年金の支給額は個人によって異なるものの，支給額と福祉サービスの価格は正比例しているため，貧困はそれほど大きな問題となっていない。

②の「身体的介助」は，社会サービスの大半を占めている。医療分野を除外しても，簡単な傷の手当，カテーテルをはじめとする器具の装着介助，血圧の測定，投薬

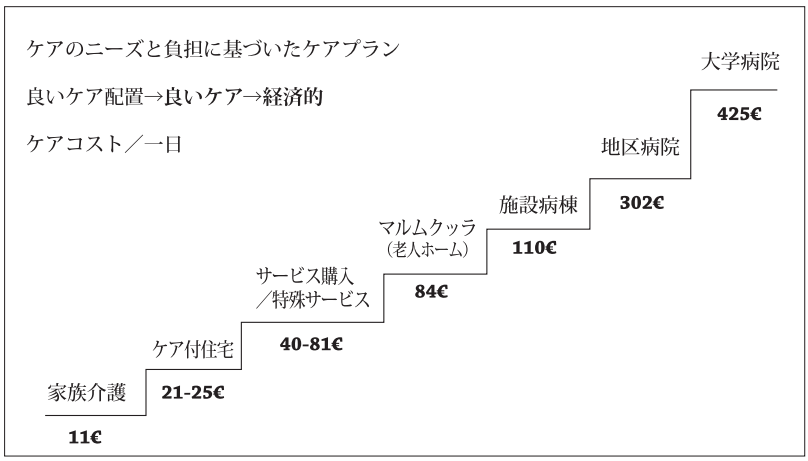


図 2　群島町社会福祉部の資料
（原文はスウェーデン語・フィンランド語，日本語翻訳は著者）

の管理など多くの業務が存在する。さらに，ADL（日常生活動作）の支援は幅広い内容を含む。例えば，ベッドから起き上がり，トイレを使い，顔を洗って着替えをし，朝食を準備するといった動作の介助は，ホームケアワーカーたちの朝の仕事のルーティンである。洗濯やベッドメイキング，買い物といった家事支援も，高齢者たちの身体能力の欠如を前提とした業務であると言えよう。

③の「その他」には，広範な活動が含まれる。具体的には，施設での行事や娯楽，在宅介護における余暇的サービス，ケア付き住宅群の共用施設であるサービスハウスでの余暇活動，第三セクターの活動全般等である。本章で主に検討していくのは，この経済的・身体的援助と関わらないサービス群である。これらのサービスは，何を目的として設定され，どのように機能しているのだろうか。それを理解するためには，群島町の地域福祉全体の設計を理解する必要がある。

前述の図 2 は，群島町自治体の社会福祉部（Social-och hälsovård/Sosiaali-ja terveysosasto: swe/fin）が作成した資料である。この図からは，群島町における高齢者を対象とした諸社会サービス群の位置づけをうかがうことができる。社会福祉部は，この図を用いて在宅介護の重要性を（町の予算委員会に向けて）訴えてきた。この価格表を一見しただけで，施設化の進んだセッティングであればあるほど，コストが嵩んでいくことが分かるだろう。つまり，安価な在宅介護を社会サービスの主軸とすることで，高齢者に対しても，できる限り施設には入居せず，自宅で過ごすことが求められているのである。そうした自宅で生活する高齢者たちを少しでも支えるために，

表 1　群島町の高齢者福祉サービスと利用者数（2008 年時点）

サービス名称	サービスの種類	年間利用者数
町営老人ホーム「マルムクッラ」	施設介護	52 人
ケア付住宅白樺の郷	施設介護	60 人
T 丘グループホーム	施設介護	4 人
ホームケア	自宅訪問	138 人（7608 回）
訪問看護	自宅訪問	52 人（420 回）
安心電話	自宅訪問	105 人
配食サービス	自宅訪問	96 人
サウナサービス	通所介護	15 人
デイサービスセンター老人の家	通所介護	自由訪問形式
老人の家ケア部門	通所介護	9 人
デイケアセンター「お日様」	通所介護	22 人
白樺の郷サービスハウス	通所介護	自由訪問形式
白樺の郷ショートステイ	通所介護	不明

* 複数のサービスを同時に利用している場合がある
* 65 歳以上の人口：2208 人

群島町は在宅介護のほかにも様々な社会サービスを提供している。

表 1 で示しているのは，群島町で現在提供されている社会サービスの一覧と，年間の利用者数である。老人ホームの入居者数は 52 名であり，1980 年代の最多時と比べて 3 分の 1 に減らされたという。この表からは，ホームケア[18] に代表される自宅を訪問する形式のサービスが他を圧倒していることが分かるだろう。また，通所介護も数は多くないが，種類は多数に上っている。通所介護サービスのうちのいくつかは，近隣住民が自由に訪問する形式をとっているために実数は把握し難いが，群島町中心部の高齢者が集住するエリアにおける拠点となっている。

こうした群島町の社会サービスの運営方針や利用状況からうかがわれるのは，国家的施策に基づいて実行される地域福祉の姿である。実際，群島町の社会福祉部には社会保健省から様々な指針と共に統計資料が送りつけられてくる。そこには，周辺自治体における社会サービスの利用状況や利用料金がまとめられており，できる限り他の自治体とサービス内容やレベルを同調させていくことが暗に求められている。群島町･高齢者福祉課長のギア･サンドストローム[19]は, 自治体の人口規模が異なる以上, サービス料金を同じ水準にすることは難しいと述べ，そうした国の態度に反発を感じているようであった。それでも，地方分権以後の自治体に対する国家の統制は，ギアをはじめとする行政スタッフに対する圧力として機能していることは間違いないだろう。

上記のような国家の統制による自治体の横並び状況を考慮に入れても，フィンランドの地方自治体を一種の自己完結したユニットとして取り上げる意味は大きい。なぜなら，社会サービスは自治体内部で一通り供給されるように設計されており[20]，地域福祉というサブシステムの構築は国家からの要求でもあるからだ。また，いかに周辺自治体と足並みをそろえようと，群島町の人口規模や地理的条件，さらには社会集団の配列や町の歴史は，群島町に暮らす高齢者たちのライフコースを規定しており，間接的に地域福祉を独自の形にまとめ上げているのである。

そこで，次章からは群島町独自の地域福祉の展開と，高齢者たちの老いていく過程について記述していく。

3　在宅を支えるロジック

3.1　老年期のライフコース

まず，自治体内で供給される基本的な高齢者向け社会サービスの地理的配置につい



図 3　群島町の地図
（本島のみ。四角で囲った部分が中心部）

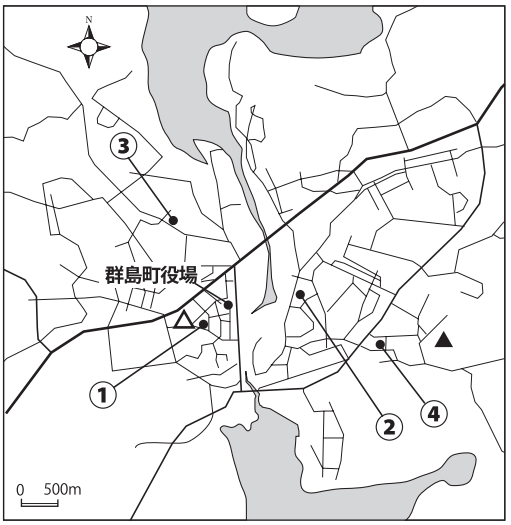


図 4　群島町中心部の福祉施設分布図
①　老人の家デイサービスセンター　②「白樺の郷」ケア付き住宅群
③「マルムクッラ」特別養護老人ホーム　④「T 丘グループホーム」
△：P 丘団地群　▲：T 丘団地群

て確認しておこう。

図 3 は，群島町の中心部の図である。丸印が町役場であり，三角は高層住宅が立ち並ぶエリアとなっている。この地図からは，群島町の主要施設が本島の中でもごく一部に集中していることが想像されるだろう。

さらに，図 3 の四角で囲った部分（群島町中心部）を拡大し，福祉施設の位置を示したものが図 4 である。この 2 つの地図から瞭然である通り，群島町自治体の提供する社会サービスは町の中心部に集中している。地図に表示された T 丘，P 丘という地区はホームケアの重点対象領域であり，それぞれがホームケアワーカーの事務所を擁する。また，②のケア付住宅群「白樺の郷」でも 24 時間体制のホームケアを受けることができる。

こうした中心／周辺からなる構造は，何も群島町に限ったことではない。教会を中心とした「町」の形成と，農地の分散化による集落の解散は，スウェーデン・フィンランドに共通する特性であるからだ。それでもなお，群島町の地域福祉の空間配置は，この町に特有の高齢者の居住形態と連動するものである。それは，壮年期に暮らしていた一軒家から町の中心部に位置する高層住宅へと転居するという，地理的移動を伴ったライフコースである。

群島町で，高層住宅が集中しているのは P 丘と T 丘という町の中心に位置する 2 つのエリアである。比較的交通の便がよく，商店に近い上，一軒家よりも安価なこれらの高層住宅群は，「老後」を過ごす格好の場所となっている。高層住宅に暮らしているのは半数弱が持ち家を購入する資金のない 20 代〜 30 代の若者であり，残りのほとんどが退職後に引っ越してきた高齢者であるという。これらの高層住宅に暮らす高齢者たちは，いつ，どのような時点で転居を決意するのだろうか。

次の表 2 は，P 丘の高層住宅に暮らし，ホームケアサービスを受けている高齢者のうち，聞き取りを行った人々の過去の転居歴をまとめたものである。一見して明らかなのは，P 丘に暮らしている高齢者たちは，全員が転居する形で高層住宅に暮らし始めており，しかも引っ越してきたのは 50 代以後である点だ。群島町外からの転居者

表 2　ホームケアサービス利用者の転居暦（2009 年時点）

転居前の居住エリア	転居時の年齢
中 心 地　：　3 人	50 代　：　4 人
住 宅 地　：　3 人	60 代　：　3 人
周 辺 部　：　2 人	70 代　：　4 人
群島町外　：　5 人	80 代　：　2 人

表 3　ケア付住宅「白樺の郷」居住者の転居状況（2009 年）

転居前の居住エリア	転居時の年齢	居住年数
中 心 地　：37 人	50 代　：　1 人	1 年〜 5 年　：　26 人
周 縁 部　：13 人	60 代　：　8 人	6 年〜 10 年　：　12 人
施　　設　：　3 人	70 代　：　10 人	11 年〜 15 年　：　6 人
群島町外　：　1 人	80 代　：　24 人	16 年〜 20 年　：　1 人
	90 代　：　6 人	21 年〜 25 年　：　3 人

5 人のうち，近隣の大都市からの移住は 2 名であり，彼らはいずれも 60 代中盤に群島町へ引っ越してきている。これは仕事を退職して地元へ戻ってくるというパターンである。また，群島町外の島嶼群から引っ越してきた人も 2 名おり，より便利のよい（しかし住環境や言語環境としては大きな変化のない）群島町で老後を暮らすことを選択したという説明がなされている。だが，この高層住宅に暮らす時期も永遠に続くわけではない。老年期は「施設化」された暮らしを経験する可能性の高い時期でもあるからだ。24 時間のホームケアが受けられるケア付き住宅群「白樺の郷」や町営の特別養護老人ホーム「マルムクッラ」は，独立した日常生活を送るのが困難な人のための施設である。

表 3 は，白樺の郷に暮らす入居者全員の転居歴である。この表からは，入居者たちの多くが中心部から引っ越してきていること（よって，多くの人が高層住宅に暮らしていたと予想される），転居時に既に 80 歳を越える高齢であることが多く，居住年数も 5 年に満たないケースが多いことが見てとれるだろう。白樺の郷自体は 1976 年に建てられた施設であり，設立当初から暮らし続けている居住者もいないわけではない。だが，ケア付住宅に暮らす人々の大半が，10 年以内には老人ホームや病院へ転居するか，死亡していることが察せられるのである。

なぜ，群島町ではこのように頻繁な地理的移動が起こるのだろうか。1 ヶ所に定住し，土地と家を守っていくことは，農村社会に顕著な傾向のはずである。しかし，群島町においてはまったく一般的ではない。原因は群島町の環境条件と居住形態にある。それは，①持ち家志向　②天候　③移動能力　④産業システム　という 4 つの要素にまとめることができるだろう。

① 持ち家志向

「我が家は城（Kotini on linna: fin）」という諺がある通り，フィンランド人（特に男性）にとって，自分自身の所有する一軒家に暮らし，その家を自分自身で補修して住み心地を良くしていくことは，非常に重要な価値観となっている[21)]。しかも，その家

は孤立していればいるほど望ましい。窓を開ければすぐに隣家が見えるような状況は耐えがたいのである。ゆえに，たとえ一軒家が立ち並ぶ住宅街であっても，家々は木によって通りからも隣家からも隠されている。しかし，家が大きく，人里離れていればいるほど，管理は難しくなる。

② 天候

群島町は，フィンランドではもっとも温暖な地域である。とはいえ，寒冷な年には冬の気温は零下 20 度を割り込み，年間で平均 120 日は地表が雪に覆われる。高齢者にとって，こうした厳しい天候条件は 2 つの意味で生活を困難にする。

まず，持ち家に暮らす場合は，雪下ろしをはじめとする家屋の管理作業が必要になる。古い家屋の場合は，暖房設備が旧式であったり，薪ストーブが使われている場合さえあるのだ。次に身体的な危険がある。積雪量が 30 センチを越えることのない比較的「温暖」な群島町では，路面が凍結しやすく，転倒は雪の多い北部と比べてはるかに危険である。冬季の外出は，寒さが堪えるという意味でも望ましいものではなく，特に認知症を患っている場合には昼夜を問わず十分な備えをしないまま外出してしまうことは死さえ招きうる。冷涼で日照時間の長い夏季はほとんど問題がないが，フィンランドの冬に対処する能力がなければ，持ち家に暮らし続けること，さらには独居を続けることは難しい。

③ 群島地方の交通と移動

また，群島町は海に囲まれた自治体でもある。現在は自治体合併によって統合されている他の 4 自治体と比べれば人口規模も大きく，陸地に近い便利な立地であるが，本島を取り囲む無数の小さな島々ともなればアクセスは悪い。また，バスが走っているのは図 3 に曲線で示した幹線道路だけで，車がなければ残りの場所を移動することはできない。

つまり，群島町の周縁部で暮らすためには，自力の移動手段を確保することが必須なのである。車，あるいはフェリーの通っていない小島に暮らす場合はモーターボートを操ることができなければ，生活は著しく困難となる。高齢者の場合，無料のタクシーチケットを支給されるが，それだけでは日常の買い物を済ませることもできない。近隣に親族がおり，頻繁に車での送り迎えや買い物の手助けがない限り，高齢者が 1 人あるいは夫婦で隣家から離れた一軒屋に暮らすためには，空間移動能力の維持が不可欠なのである。

④　産業システム

群島町の地場産業とも言える海中の石灰鉱山を採掘する P 社は，1898 年の創立以来，群島町に多くの雇用を生み出し続けてきた。1920 年代から P 社が解体される 1990 年代まで，群島町における雇用者の数は 1000 人から 1500 人の間を推移している[22]（Smeds 1998: 339）。こうした労働者たちのために，P 社が準備した社宅の多くが，坑井の近所に建てられたフラットで，群島町の中心部から 3 キロほど離れていた[23]。社宅に暮らす人々は，当然ながら退職と共に居宅を移さなくてはならない。

以上，群島町に固有の 4 点の環境的要因は，住民のライフコースにおける退職後の人口移動の流れを作り出している。これは，フィンランドの地方自治体の多くが，町の中心と呼べるエリアを 1 ヶ所しか持たないこと，自治体周縁部での小規模村落のまとまりが弱いことによって，強化されている。

実際，18 世紀以降のフィンランドでは村落内部での地縁的互助が十全に機能してこなかった。これは，18 世紀から 19 世紀にかけて実施された土地の囲い込み政策が，スウェーデンとフィンランドにおける農村部の土地所有構造を変化させたことによる（Mead 1953）。「大きな囲い込み（Isojako/Storskifte: fin/swe）」，「新しい囲い込み（Uusijako/Nyskifte: fin/swe）」と呼ばれる 2 回にわたる土地制度改革によって，スウェーデン – フィンランドでは，それまで細い帯状に伸びていた農地が正方形に近い形に割り振り直されたのである。

囲い込みの結果として，村落ごとに平均で 40% の農地が増加した。だが同時に，帯状農地の末端に並んで建っていた家々は，農地が正方形に変化したことに伴って散在することになった。当時，北欧の囲い込み政策は「啓蒙主義の合理的な精神の完璧な表現」（Pred 1986: 55）であると評価されたが，近代科学の基礎となる社会工学思考のみがこの政策に反映されているわけではない。フランス革命の余波はスウェーデン – フィンランドにも伝播し，18 世紀末の凶作を引き金として農民の抵抗が起きた。囲い込みは村落における人口の集中を回避することで，反乱の危険を減少させることを目的としていたのである。

もとより世帯の構成人数が少なく，親族単位での活動が盛んではない北欧において，集落の解体が起きた 18 世紀以後の村落は，自治能力をもつ単位としては機能してこなかった（Albæk et al. eds. 1996）。集落ごとの地縁・血縁に基づく相互扶助は大きな意味をもたなかったこと，教会・行政による統治が早い段階から機能していたこ

とが，教会教区（＝現在の地方自治体）という範囲内での移動に対する精神的な障壁を低くしたのである。

ここで列記したような事情から，郊外の一軒家やフラットに暮らす人々の多くが，子供が自立し，仕事を退職した後のいずれかの時点において，町の中心部に転居する傾向にある。こうした人々の地理的移動に合わせ，群島町の福祉施設は中心部に集中している。これは在宅介護サービスだけではなく，施設介護も同様である。そのため，高齢者の地理的移動には 2 つの段階が含まれる。まず，郊外の住宅から P 丘や T 丘の高層住宅への転居が行われ，次に高層住宅から老人ホームやケア付き住宅へと引っ越すのである。むろん，すべての人が一軒家・高層住宅・施設という 3 つの居住形態を経験するわけではなく，人口移動はあくまでも理念型としての流れでしかない。

だが，想定される一般的居住形態を元に群島町の社会サービスが構成されていることも確かである。群島町の高齢者福祉の制度設計において，高層住宅に暮らす時期を対象とした社会サービスが重点化されているのは，それ以降の施設化された住環境への転居を遅らせるための方途である。この時期を対象とした社会サービス群の中でも特徴的なのが，在宅高齢者を対象としたデイサービス・デイケア[24)] の存在である。そこで，群島町における代表的なデイサービス・デイケア施設の 1 つである「老人の家」について，具体的に記述していこう。

3.2　老人の家

老人の家とは，群島町のデイサービス・デイケアを提供する施設である。群島町のメイン・ストリートから北に折れて，丘の頂上まで登ったところに建っている。P 丘の団地群に囲まれ，楡の木通りの起点となる大木の根元に建つ平屋は，この地区における人的交流の小さな拠点となってきた。

老人の家には P 地区のホームケアワーカーが集まる事務所が設置されており，老人の家のデイケア利用者は，全員がこの事務所のホームケアサービスを利用している（図 5 参照）。さらに，表玄関に面したメインルーム（図 5 では下部の楕円で囲まれた場所）は，地元の様々な福祉系アソシエーションが会合などを開く際に無料で貸し出している。その意味で，老人の家は P 地区の高齢者福祉やアソシエーション活動の要としての役割を果していると言えよう。

同時に，老人の家は地区の高齢者が時間を過ごすための場所として企画された。老人の家へ自発的に通う人の多くが，P 丘周辺に建つ計 6 棟の高層住宅に暮らしている。

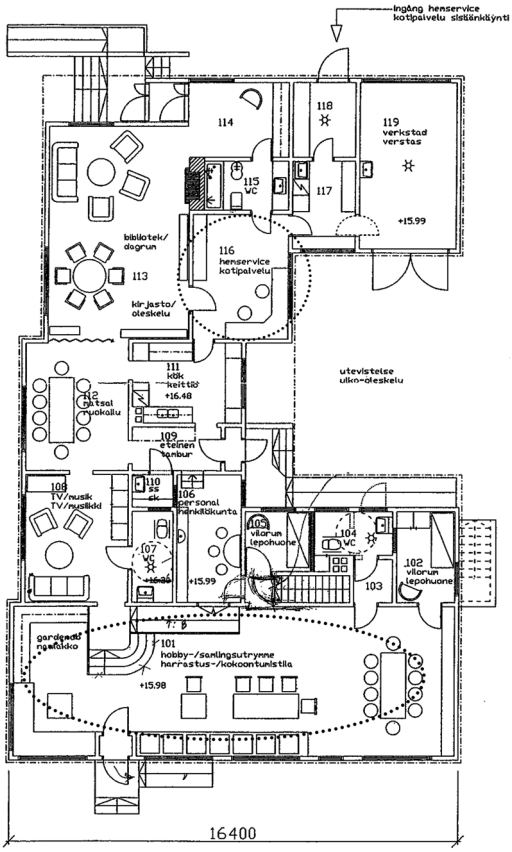


図5　老人の家の見取り図
円で囲んだ部分：ホームケアワーカーの事務所
楕円：訪問者が過ごすスペース

こうした比較的健康な，しかし遠方まで外出することは難しいような人々が気軽に訪れることのできる場所が，老人の家なのである。

このような施設は，群島町内に3軒ある。P丘の老人の家，ケア付き住宅群白樺の郷に敷設するサービスハウス，そしてT丘の老人クラブ[25]が，近隣住民が自発的に訪れることのできる施設として，規模は違えどそれぞれに機能している。P丘，T丘は高層住宅が立ち並ぶエリアであり，白樺の郷は24時間のホームケアが受けられるフラットが連なる施設である。つまり，デイサービスとは群島町の中心部で独居する高齢者を対象にしたサービスなのである。実際，高層住宅やサービス付住宅で暮らす時期，高齢者はかなり社交的な生活を送ることが可能である。例えば，老人の家では正式なプログラムは存在しないにもかかわらず，以下のようなルーティンが自然に形成されている。

まず，朝は8時過ぎから近隣のアパート住人たちが散発的にコーヒーを飲みに訪れる。これはほぼ決まった6，7名のメンバーであり，互いに顔見知りの彼らは朝のコーヒーを飲み，スウェーデン語のラジオを聞き，編み物をする。9時半ごろからは，老人の家のデイケア部門に登録する人々がタクシーで移送されてくる。デイケアの利用者は，1日に3，4人である。彼らは老人の家で朝食・昼食・おやつを食べ，スタッフの管理の下で服薬する。彼らの多くは1人で外出することが危険とみなされる健康状態にあり，認知症を患っているために薬を飲み忘れてしまうからである。さて，午前中に集まってきた自発的訪問者たちは，昼前にはそれぞれの家に戻って食事をとる。だが，午後の1時ごろになると再び人が集まりだす。催し物のある日はその内容

に興味のある人々が集まるし，「T 丘タクシー」と呼ばれる T 地区からの乗り合いタクシーで T 地区の団地群に住む高齢者たちが訪問する日もある。何も催しのない日であっても，午後にはカードゲームを行うためのテーブルがいくつも誕生する。

以上のような形で老人の家を利用する高齢者が，2003 年度の時点で月に述べ 400 ～ 500 人存在する。無論，「常連」やデイケア利用者といった人々は重複してカウントされるが，催しやカードテーブルに集まる人々の存在を考えれば，月に正味 100 人 ～ 200 人が老人の家を訪れていると考えられる[26)]。彼らの多くが老人の家周辺の高層住宅群に暮らし，ホームケアサービスを利用している。デイケア利用者は全員が毎日ホームケアワーカーの訪問を受けており，自由訪問者にも不定期，あるいは週 1 回～数回ホームケアワーカーの訪問を受ける軽度の利用者が多い。こうした施設が群島町内に 3 ヶ所存在することから，高層住宅に暮らす時期の高齢者にとって，デイサービスセンターを中心とした社交が一般化していることがうかがわれる。

このような社交の形は，高齢者たちが一軒家に暮らしている時期とは明らかに異なる。一軒家に暮らす人々は，自分自身の移動手段を確保していることが一般的であるため，群島町の中心部で催されるアソシエーション活動[27)] にも参加できるからだ。一方，高層住宅に暮らす時期は行政の施設を利用し，地区ごとに分かれて凝集した社交生活が送られる。これはケア付住宅「白樺の郷」についてもいえることで，高齢者たちは住宅群の領域を出ることは滅多にないが，サービスハウスを中心に様々な催し物が開かれる。つまり，社会サービスの重点化が高齢者の移動能力の減衰を補い，居住地の移動に伴って社交の密度が変化する状況が生れているのである。

4　市民の福祉

4.1　オープニング・セレモニー

こうした老人の家を介した人々の交流は，社会サービスを受給する高齢者だけのものではない。社会サービスを供給する多様なアクター，具体的には行政，民間組織，さらにはボランティアを始めとする一般の住民にとっても，老人の家は従来の人間関係の外に向けた交流の接点となっている。そこで，第 4 章では，老人の家を訪れる人々の接点がどのように作りだされ，人々のふるまいが形成されているのか，という問題について考察していきたい。まず，第 1 節では施設の運営が軌道に乗っていく過程について記述していく。第 2 節で他のアソシエーションとの形式的類似性について

検討した上で，スタッフ，ボランティア，施設利用者のふるまいがどのような形式を取っているのかを分析していく。

では，老人の家はどのようにして地域に向けて周知されていったのだろうか。2002 年の 9 月 23 日，老人の家は正式に開設された。オープニング・セレモニーのプログラムがフィンランド語・スウェーデン語の二言語で表記された招待状が関係各所に送付され，新聞にも掲載された。

【事例 1　老人の家オープニング・セレモニー】

オープニング・セレモニーの朝は，8 時半に始まった。施設長のブリータ・グスタフソンと 5 人のボランティアがコーヒーと甘いパンの準備をし，午前中のうちに消防署のチェックを受ける。群島町の高齢者介護部門からは，白樺の郷サービスハウスのケアワーカーたち，町営老人ホームのスタッフ，そして老人の家に事務所を移転した P 丘担当のホームケアワーカーたちが手伝いに加わった。

この日，新聞紙 3 社とテレビ局 1 社が取材に訪れ，訪問記録ノートに記された名前は，109 名にのぼった。だが，室内がごった返していてノートの置いてある机に近づき難かったことを考え合わせれば，署名せずにセレモニーへ参加した人も多かったと推察される。招待客の他に，新聞広告を見て訪れた人々もいたため，おそらくは，100 名を遥かに上回る人数が施設を訪れていたのではないか。

この日に老人の家を訪れた第三セクターには，失業者支援 NPO，スウェーデン語・フィンランド語の 2 つの教区（ディアコニ[28)]），成人教育を行うトレーニングセンター，群島町高齢者の会，町立老人ホーム・マルムクッラ，私設老人ホーム「小さな静穏」，白樺の郷，デイケアセンター「お日様」，ヘルスセンターの医師たち，P 丘と T 丘のホームケア事務所，メンタルケアセンターなどが含まれる。

正式なセレモニーは 14 時に開始された。司会を務めた「群島町障害者の会」の会長であるサミュエル・イヴァルソンの音頭によりテープカットが行われた後で，訪問者たちが持ち寄った贈り物がギアとブリータに渡された。贈り物を置くテーブルの横に彼女たちが並んで受け取り，老人の家のボランティアたちがテーブルにセッティングしていった。

大きなリボンを柄に結びつけた箒，粉末コーヒーのパック，鉢植えの緑葉植物や花など，贈り物それ自体は安価なものが多かった。しかし，贈り物を携えた正式な訪問という形をとって訪れた人々は，その後の施設の発展に関与していくこととなった。

表 4　群島町の諸組織と老人の家の関係

組織名	組織の性質	老人の家とのその後の協力関係
失業者支援 NPO	民間	掃除婦の派遣（契約雇用）
教会教区	民間	月一回のイベント「祈りの時間」を主催
高齢者の会	民間	老人の家の部屋を借りて会合を開く
私設老人ホーム「小さな静穏」	民間	老人の家で施設について紹介イベント
赤十字	民間	T 市から講演者を招聘
町立老人ホーム	行政	利用者に関する情報の共有
デイケアセンター「お日様」	行政	利用者に関する情報の共有
ヘルスセンター	行政	利用者に関する情報の共有
ホームケア事務所	行政	利用者に関する情報の共有　P 丘ホームケア事務所は，老人の家に移転　老人週間にはケアワーカーが高齢者を老人の家まで連れてくる
ケア付住宅白樺の郷	行政	ビンゴイベントの応援
ヘルスセンター	行政	利用者に関する情報の共有

実際，招待された人々はその後も様々なシチュエーションにおいてお互いに連絡を取り合っている。例えば，ホームケア事務所と老人の家は，サービスを利用する高齢者の情報を共有している。あるいは，教会のディアコニたちは老人の家で合唱や祈りの時間といったイベントを催している。

表 4 は，招待された組織と老人の家のその後の関係性をまとめたものである。表からも明らかである通り，招聘された組織の多くがその後も老人の家に何らかの形で協力しており，老人の家サイドからも場所の提供や情報の共有，イベントへの招待等が行われている。つまり，そこには群島町における社会サービスの運営を成り立たせる，ある種の「ふるまいのフォーマット」が存在しており，このフォーマットは他の組織に属する関係者を召喚し，互いに相手のサービス実践に協力するというある種の互酬性を伴っているのである。

4.2　ふるまいのフォーマットの流通

群島町において，老人の家の存在が認知されていったのは，施設長のブリータが様々な催しを開催することで集客に努めたことによっている。だが，これらのバリエーション豊かな催し物は，ブリータが 1 人で考案したわけではない。

次の表 5 を参照しよう。老人の家の活動のすべてが，群島町のその他の福祉施設で催されているものを踏襲していることが読み取れる。定例集会のみ，開催場所が 3 ヶ所となっているが，これは他の福祉施設では同じ形式の催しが不定期に開かれているためである。定例集会・不定期の催しは，いずれも外部の人間を招聘し，その人が専

表 5　福祉サービスの場での催し内容と場所

	老人の家	ケア付住宅 サービスハウス	町営老人 ホーム	私設老人 ホーム	地縁組織 *1	NPO*2	教区組織 *3
クリスマス	●	●	●	●	●	●	●
ルシア祭	●	●	●	●			●
復活祭	●	●	●	●			●
夏至祭	●	●	●	●			●
老人週間	●	●	●	●		●	
定例集会					●	●	●
不定期の催し	●	●	●	●			
ビンゴ	●	●	●	●	●	●	●
ダンス・体操	●	●	●	●	●	●	●
手芸	●	●	●	●	●	●	●
祈りの時間	●	●	●	●			●

*1 婦人会・消防団　*2 障害者の会・赤十字・群島町老人会　*3 教区の年金生活者の会，お針の会

門とする領域についての発表を聞きながらコーヒーを飲むという内容であり，プレゼンターとなる人間こそ違っていても，プログラムに大差はない。また，この表では何らかの催しを行っている場合はすべて丸印をつけており，その詳細には触れていない。だが，例えばルシア祭という項目は，町内で選ばれたルシアが各施設を訪問するというイベントであるから，どこで開催されようとも形式は同じである。

老人の家の場合，不定期の催しを開催するためには以下のような手続きを踏んでいくことになる。まず，ブリータが個人的に知る人々に老人の家での公演を依頼する。多くはブリータ自身が所属する赤十字の関係者であるが，その他にもボランティアとして老人の家で働く女性の夫が所属する「群島町歴史研究会」，カレリア難民としての経験を本として出版した女性など，多彩な顔ぶれが老人の家を訪れた。こうした「特別」の催しについては，群島週報に告知が載り，老人の家の壁にも掲示が出される。それを見ることで，普段は老人の家を訪れない人々も参加可能となるのである。

こうした準備手続きは，例えば教会教区の年金生活者の会が会合を開く際にも，まったく同じような形式をとっている。外国へ宣教に出かけた経験のある人物，僻地の小さな教区で牧師を勤めていた人物など，教会関係者が多いために会合の趣きは少々異なってくるが，ディアコニたちが出会った人物，あるいは元々の知り合いに依頼してゲストとして招聘するというやり方をとっている点は類似している。つまり，どこの福祉施設においても共通する催し開催の判型が存在しており，その遂行プロセスにおける人々への依頼や告知の方法もまた，どの施設でも似たようなやり方をとっているのである。このやり方こそが，群島町の社会福祉施設に共通する「ふるまいの

フォーマット」であると言えよう。

以上のような催し開催のフォーマットは，どこで獲得されたものなのだろうか。老人の家は 2002 年に開設したばかりの施設である。前述の表 5 に登場するその他の組織の多くは，20 世紀に結成されている。居住型施設は 1970 年代から 1990 年代にかけて誕生しており，NPO や地縁組織の中にはマルッタ婦人会[29] のように 1929 年にはすでに結成されていたものもある（Smeds 1998）。だが，20 世紀以前から存在するもっとも古い団体が教会教区であることは間違いない。国家と行政が登場する前から地域の福祉を担ってきた教会は，表 5 の中でも最も多彩な催しを提供している団体の 1 つである。つまり，老人の家をはじめとする福祉施設が教会に代表される他のアソシエーションによる活動を「模倣」することで，「ふるまいのフォーマット」が反復されていると推察される。

こうした福祉施設間の内容の類似は，イベントを 1 人で遂行することができないため，外部から手伝いを呼んでくる必要があることが原因のひとつであるだろう。手を差し伸べるのが主に他の福祉施設や第三セクターであることが，催物の種類が類似する結果を招いていると解釈することもできる。

だが，ふるまいのフォーマットの模倣という説明をもってしても，まったくの新しい施設である老人の家が予定調和的儀礼を経て地域に溶け込んでいった過程は，筆者にとってはどこか当惑を覚えるものであった。彼らの施設運営はあまりにも手慣れており，しかも説明なしに遂行されるために，そうしたことを可能としているのがどのような知識や資源であるのかが判然としなかったのである。特に施設長のブリータは，これがデイサービスセンターに関わる初めての職である筈なのに，何の困難も存在しないように軽々と仕事をこなしていった。彼女はどのようにして模倣という技術を身につけたのだろうか。

4.3　スタッフの経歴

老人の家では，施設長のブリータと 2，3 人のボランティアたちが常駐している。ブリータが老人の家のケア部門利用者たちの世話をし，ペーパーワークをこなす間，ボランティアたちは自由訪問者たちの話し相手，コーヒーやパンの給仕，催し物がある際のセッティングの手伝いなどを行う。ブリータとボランティアたちの連携はスムーズに行われており，特に詳しい打ち合わせ等は必要がないようにみえる。では，彼らが老人の家を運営するにあたって用いている知識や技術は，一体どこから得ているのだろうか。

【事例 2　ブリータ・グスタフソンの経歴】

ブリータは，老人の家開設当時，57 歳だった。群島町のカントリーサイド出身の彼女は，元々被服工場で働いていたが，36 歳の時に失業する。そこで，群島町の精神障害者用施設で介護士のトレーニングを受けてから，群島町の特別養護老人ホーム「マルムクッラ」に 18 年間勤務した。マルムクッラは 4 つの部署に別れているが，そのうちの第 3 デパートメントは認知症患者を専門に収容する。この部署で勤務する一方，白樺の郷の認知症患者向けデイケア「お日様」でも，責任者のヨハンナ・ダニエルソンが育児休暇中に代理を務めた。さらに，同じく白樺の郷内にある高齢者の非常用通報システム「安心電話」の受付口であるコールセンターでも働いた経験がある。

また，ブリータはボランティアとして「危機グループ（kriisiryhmä/krisgruppen: fin/swe）」や赤十字にも関わっている。前者は災害や不幸が起きた時に，家族のサポートを行うという趣旨の団体である。赤十字の群島町支部では，「友達サービス（ystäväpalvelu/vänverksamhet: fin/swe）」のコーディネイトを行っている。これは，助けを必要とする人，その周囲の家族や隣人からの電話に応じ，赤十字の「友達」が派遣されるという無償のサービスであり，高齢者が近隣の大学病院へ行く場合に同行する，といった依頼が多いという。

このように，彼女が群島町の高齢者福祉関連施設で様々な仕事を経験していたことは，老人の家の施設長抜擢の理由であるだろう。ただし，群島町内部での部署移動はケアワーカー全般に言えることでもある。ブリータ自身は，自分はスウェーデン語話者であるが，イトコにフィンランド語話者がいる関係で子供の頃からフィンランド語に堪能であったことも理由の 1 つだろうと推測している。さらに，ボランティアたちのコーディネイト経験があることは，ブリータにとって有利に働いた。なぜなら，老人の家のオープン時間は，ブリータ以外にボランティアが常駐して，彼女をサポートする業務を行う必要があるためである。

ブリータの経歴は決して例外的なものではなく，群島町のケアワーカーの多くが自治体内で様々な職を転々としている。これは，解雇と再就職，転職，そして短期的な雇用が構造的に容易であるということが影響している。高齢者福祉課長のギアによれば，群島町では数年ごとの配置換えが行われており，特にケアワーク関連では様々な部署を経験するように配慮されているという。

また，被雇用者の有給休暇が保証されているフィンランドでは，全員が夏に最低でも 3 週間の休みをとる。つまり，夏季には少なくとも半数のスタッフが常時部署から

姿を消していることになるのである。そこで，夏仕事（kesätyö/sommararbete: fin/swe）として大学生や看護学校生が代理のポジションを占め，集中的なアルバイトを行うことが一般的になっている。これは学生にとってインターンシップとして経験を積むことができる時期であると同時に，学期中の生活費を稼ぐ機会ともなる。さらに，出産・育児休暇も最低一年はとることができるため，前述のブリータのように他の部署で働いている人間が一年間の短期雇用として休暇をとる人の代理を勤めることも多い。

つまり，失業対策や雇用者の労働条件の保証といった社会保障制度自体が，自治体職員に他の部署や組織がどのような活動を行っているのかを経験させる仕組みを作りあげているのである。その意味で，福祉制度は利用者にとってのサービス供給システムとしてのみ成立するものではなく，雇用者の福利厚生をも含みこんだ大きなシステムとして機能しているといえよう。

4.4　ボランティアの経歴

次に，ブリータをサポートするボランティアたちの経歴についても確認しておこう。老人の家開設時点で，筆者以外に 8 名のボランティアが募集に応える形で施設運営に協力していた。彼らの簡単な経歴をまとめたものが次の表 6 である。

表からも読み取れるように，ボランティアたちのほとんどは前期高齢者と呼ばれる時期にある人々であり，退職前は広義のケアワークについていた人が目立つ。さらに，赤十字に所属することでブリータと以前から知り合いだったというケースも 4 名いる。その他，教会教区でのボランティア経験をもつ人物が 3 名おり，前述の教会を

表 6　老人の家のボランティアたち

年齢	以前の職業	老人の家までの距離	老人の家以外のボランティア活動
62 歳	保母（乳母）	1.5 キロ（自転車か車）	赤十字
70 歳	掃除婦	4 キロ（車）	喘息の会，糖尿病の会，赤十字
70 歳	ソーシャルワーカー	1.5 キロ（自転車か車）	教会のリサイクルショップ運営，赤十字
76 歳	介護士	2 キロ（自転車か車）	赤十字
64 歳	保母	1.5 キロ（徒歩）	教区の仕事
62 歳	保母，障害者のためのケアワーク	150 メートル（徒歩）	なし
68 歳	店員	2 キロ（車）	なし
57 歳	事務職，店員	2 キロ（車）	教保（ゴッドファーザー）

起点としたふるまいのフォーマットはここでも継承されていると予想される。

以上のデータから，ボランティアに参入する人々の多くが，ケアワークや他の NPO の活動に関わった経験をもっていることが示された。つまり，老人の家に関わるスタッフは，類似する組織における過去の経験と，それらの組織で築いた社会関係を資源として蓄積しているのである。そうした状況こそが，社会サービスの現場における「ふるまいのフォーマット」を生み出し，良かれ悪しかれ諸組織における催し物内容の類似化を招いていると推察されよう。

4.5　利用者たちの互酬的活動

ただし，社会福祉の現場に関わる人々の間にみられるふるまいのフォーマットとは，催しを実行するためのノウハウだけを意味しているのではない。老人の家のスタッフがこれまでの経歴の中で蓄積してきた社会関係を利用していることが指し示すように，ふるまいのフォーマットは相互扶助を志向する。言い換えれば，ふるまいのフォーマットとは本質的に互酬的行為なのである。

こうした互酬的ふるまいは行政や第三セクターのスタッフにのみ観察されるわけではない。例えば，施設の開設前に新聞広告を出す形で募集したボランティアには，スタート時点で計 8 人が登録することとなり，毎日 1，2 人のボランティアが老人の家に出勤してくるようになった。彼らはコーヒーを淹れ，甘いパンを焼き，自由訪問者たちとお喋りに講じる。難しい業務ではまったくないが，ケア部門の利用者の面倒を見なくてはならないブリータにとっては，大きな手助けとなっている。前述の表 6 でも示した通り，彼らの大半は前期高齢者（65 歳〜 75 歳）である。数年以内にはサービスを受給する側に移行することが予想されるのであり，長い目で見れば社会サービスをめぐる互酬がそこに成立している。

利他的行為に熱心なのはボランティアだけではない。老人の家の利用者たちについても，頻繁に物品のやりとりをするシーンが目にされる。例えば，毎日のように老人の家を訪れて朝のコーヒーや午後のお喋りを楽しんでいる人々は，無償で施設を利用することができるが[30]，何らかの形で老人の家に話題を提供し，空間に彩りを添える義務を感じてもいるようだ。農地を持っているヨスタ（67 歳）は自分の畑でとれた大きなカボチャやキュウリを持参するし，インガ - リーエ（70 歳）は自分で焼いたケーキを持ってくる。その他にも，ちょっとした鉢植えや要らないテーブルマット，自分で描いた絵など，何らかの品を持ってくる人は跡を絶たない。

訪問者の施設への貢献は，自発的なものだけではない。老人の家で開催される催し

の多くは，参加者の貢献を前提とする内容となっているからである。例えば毎週水曜日の朝に開催される編み物の集いでは，女性たちが簡単な平編みで正方形の端切れを製作する。これを数十枚縫い合わせて作成した毛布は，教会の組織「マザー・テレサの会」を通じてインドに送られるのである。あるいは，復活祭のバザーでは訪問者たちが持ち寄るちょっとした手芸品が販売され，夏に中庭でバーベキューをするとなれば男性陣が手伝う[31)]。

このような高齢者自身による何らかの形での催しへの参加と貢献は，どの福祉施設でも経済的・身体的援助と関わらない社会サービスにおいて顕著に見られる傾向である。つまり，高齢者にとってのレクリエーションとしての催しは，利用者に限らない他者に資する内容となっており，これらの社会サービスは互酬的活動を組み込む形で設計されているのである。こうした老人の家をめぐる互酬は，経済的効率性のみを目的としたものではない。確かに，群島町民の寄付や他組織の援助は低コストでの老人の家開設を可能とした。だが，老人の家が群島町の地域福祉システムに組み込まれていく過程からは，互酬的行為こそが社会福祉を成り立たせる根本原理であることが推察される。

5　考察

5.1　社会福祉の互酬性

本章では以上のような記述を総括・解釈していくこととなるが，まずは解釈の助けとなる先行研究を参照しよう。

第 4 章の記述から示唆されるように，互酬的行為が社会福祉の現場に深く埋め込まれていることは，まったく意外ではない。実際，互酬の観念について最初に深い洞察を与えたマルセル・モースは，『贈与論』において社会福祉と「未開」社会の贈与を連続線上においている（モース 2009）。

同論文の冒頭でモースが掲げる目標は，①贈与をめぐる道徳と経済が，自社会においても機能していることを示す，②それによって，現代の法の危機と経済の危機とが提起する問題について道徳上の結論を類推する，というものであった（モース 2009）。そして，「道徳上の結論」，「経済社会学上および政治経済学上の結論」，「一般社会学上および道徳社会学上の結論」に分かれた結論部のうち，「道徳上の結論」の中で，モースは「我々の社会」においてみられる贈与の道徳として，「慣習的振舞い

（祝日，婚礼，葬儀など）」，「公共財産としての美術品」，「社会保険（失業，病気，老齢，死亡），同業組合」などを挙げ，「こうした主題が，あまりにも長いあいだ忘れられていた主要モチーフが蘇るかのように，我々のもとへ到来するのである」（モース 2009: 265）と，述べるのである[32)]。

実際，福祉国家的要素と「未開」社会の贈与慣行を連続線上に置く発想は，社会福祉の領域においてもある程度受け入れられてきた。例えばイギリスの社会政策学者リチャード・ティトマスは，世界各国の献血制度を比較・検討した著作『贈与関係（*The Gift Relationship*）』（Titmuss 1973）の中で，社会政策や福祉国家を支える道徳をモースの議論の中に見いだそうとした。ティトマスは人類学者たちの贈与をめぐる議論を参照し，献血という利他的行為にはより広義の恩恵が付随する（社会的威信，自尊心の獲得 etc.）ことに注目して，人間の行為における利己と利他の混在性を主張した（Titmuss 1973）。献血のみならず，現代の博愛主義的慣行は，企業の税金対策といった直接的利得を別にしても，社会的威信や自己満足といった外的・内的な恩恵によって動機付けられつつ，返礼の不確実性と返礼に対する関心の無さによって彩られている（Silber 1998: 140）。その意味で，博愛主義的行為は「未開社会」における贈与の延長線に位置づけられる側面があるのは確かである。

ただし，ティトマス自身も，献血に代表される現代の利他主義的贈与にはモースの描写する「未開社会」の贈与と決定的に異なる部分があることを認識していた。博愛主義の贈与論的理解についてまとめたイラーナ・シルバーによれば，その差異は 2 点に要約される。すなわち，①見知らぬ者に対する匿名の贈与は与え手と受け手の間に直接的な関係は生み出さない（＝匿名性） ②博愛主義的な贈与は，返礼を期待せずに与えられる（＝非互酬性）（Silber 1998: 138）。

また，献血に代表される博愛主義的制度と国家による社会福祉の間には大きな距離があることも確かである。高齢者福祉をはじめとする国家的制度の多くは，返礼を受け取ることを前提とした贈与（すなわち，税金）を基盤としている。無論，高齢者を対象とした年金，社会サービスは，返礼としての給付を得るまでに数十年単位の時間差がある。子供の頃も児童福祉という形で多くの保障を受けており，社会保障をめぐる互酬性は，生れてから老いて死ぬまで，「揺りかごから墓場」までのライフスパンでようやく成立するようなものであると言えよう。しかし，この場合返礼は「必ず」なされなくてはならない。例えば税金を払ったのに年金の支払い予定額が減らされるといった事態は，社会保障制度全体を覆いかねないからだ。ブルデューは，贈与交換をただの物々交換と区別しているのは贈与と返礼の間の時間差であり，この時間差を

戦略的に用いることで，寛大さが表面上装われているに過ぎないと考えた（Bourdieu 1977）。実際，時差という「不確定性」によって，福祉制度は返礼を前提とした贈与という性質を帯びるのである。

その一方で，自治体単位の地域福祉において贈与慣行はティトマスが考える以上にアルカイックな様相を帯びる。税金をベースとした社会保障が匿名性を保っているのに対して，本稿でも記述してきたように，地域福祉のレベルでの贈与交換は，知人間での関係性の形成に繋がるからである。こうした非匿名的（実名の）贈与は，返礼をより確実にする。だとすれば，福祉国家というナショナルなレベルにおける贈与交換の不確実性・匿名性は，地域福祉というローカルなレベルにおける贈与交換の確実性・実名性とどのように連続，あるいは断絶しているのだろうか。こうした，地域社会と国家の贈与という側面からみた関係を理解する糸口として，群島町における高齢者福祉をめぐる互酬性の推移という観点から高齢者のライフコースを再解釈してみたい。

5.2　群島町の老後と互酬のカーブ

ここまでの記述から導き出された通り，高齢者の退職後のライフコースは群島町の地理的要件と地域福祉の配置によって規定されている。群島町の歴史や産業構造を反映した地理的配置は住民の社会生活を形作っており，高齢者の地理的移動は彼らの社会生活を活性化させるものでもあることをこれまで分析してきた。その社会生活とは「ふるまいのフォーマット」としての互酬的行為である。こうした互酬的行為と群島町における退職後のライフコースの相関について，より明示的に表現してみよう。

まず，ここでブライアン・ターナーの「互酬の成熟曲線（reciprocity maturation curve）」という概念を援用してみたい。ターナーは，1980 年代のアメリカ社会における若者の老人蔑視について，その要因を分析している（Turner 1987）。彼によれば，エイジズム（年齢差別）は経済的要因から生じるものではない。それは他者への依存状態と，それがもたらすスティグマから生じるのである。そこでターナーは，こうした依存の程度を互酬の観点から分析することを提案する。なぜなら，「あらゆる社会関係は終わりのない交換によって特徴付けられるのであり，それは互酬の規範を生み出し，要求する」（Turner 1987: 122）一方で，交換の不均衡は依存の感覚を生み出すからである。つまり，社会福祉の受給者に対する不公平感は，互酬の不在によって引き起こされるのである。

ターナーの理論に基づけば，近代社会における若者と老人の威信の低さは，彼らが

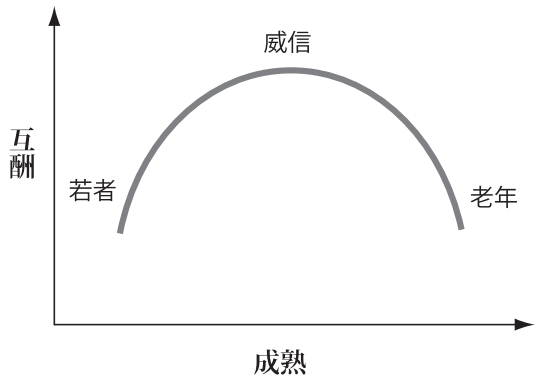


図 6　互酬の成熟曲線（Turner 1987: 123）
（日本語翻訳は著者）

社会的責任という形で互酬の規範を引き受けることがないという傾向によって説明される。彼が近代社会における年齢と社会的な威信, そして互酬関係へのコミットメントの総量の相関図が,「互酬の成熟曲線（reciprocity maturation curve）」である（図 6 参照）。

ターナーの図式化は，エイジングに伴う離脱の過程を“近代社会の病理”として批判し，改善の方策を促すものであった。つまり，この理論はあくまでもエイジズムを説明するためのモデルであり，実際には加齢と成熟曲線の減衰が完全に一致するとは考えられない。しかしながら，群島町の高齢者の社会生活についても，互酬の観点から分析することで，ある種の推移を観察することは可能である。

一軒家で完全に独立した生活を営んでいる場合，概して高齢者は活発な社会参加の程度を保つ。ボランティアやスポーツ・趣味のサークル，教会組織，地縁組織など，群島町のアソシエーションは仕事を退職した人々にとっての活動の場となっている。例えば，老人の家ボランティアたちの平均年齢は 66 歳であり[33]，彼らもまた仕事を退職した後にボランティア活動にいそしむ「高齢者」であるといえよう。しかし，彼らの活動性はいずれ低下していく。高齢者の多くがいずれかの時点で車の運転を諦めることとなり，他人の車で外出したとしても，外出後に疲れて体調を崩すといった経験を経ることで，自宅にとどまる時間が少しずつ増えていくからである。

ここまで，互酬の成熟曲線はターナーの考える通り，程度の差こそあれ減衰の一途をたどっていくこととなる。ところが，人々が町の中心部の高層住宅に転居することで，再び社会生活は活発化するのである。P 丘や T 丘の高層住宅群には多くの高齢者が暮らしており，近隣に暮らす同世代の人々と交流することも，隣家から離れた一軒家に暮らしている場合より遥かにたやすい。彼らは高層住宅の外に据えられたベン

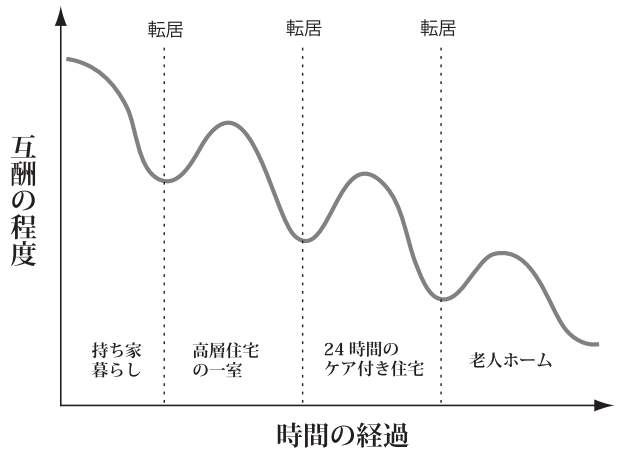


図 7　時間の経過・空間移動・社会生活の相関図

チ，あるいは老人の家のようなデイサービスセンターを訪れ，コーヒーを飲みながら友達と会話することができる。デイケア部門の利用者を助けたり，様々な物品を持ち寄ったりすることで，施設に「貢献している」感覚を得るのである。こうした互酬的社会生活は，彼らが自らの体のさらなる衰えを痛感し，外を歩くことそのものが困難になるまで持続する。自分自身でベッドから起き上がり，着替えをし，食事を用意することのできない人々にとっては，自宅の外に出て近所づきあいをすること自体が困難である。そこで高齢者の社会生活は再び不活発化し，やがてはケア付き住宅は老人ホームといった施設に入居することとなるのである。

こうした互酬の成熟曲線の再活発化と再沈静化は，施設生活においてさらにもう一度繰り返される。ケア付住宅や老人ホームにも，それぞれサービスハウスや集会室があり，様々な行事がそこで催されている。施設に入居してまもなくの人々は，こうした行事に積極的に参加することができる。だが，彼らもやがては自室で休む時間を多くとる必要が出てくる。身体の老化によって日常生活動作（ADL）の程度は低くなっていき，活動レベルが低下する。これが転居のたびに繰り返される流れなのである。

そこで，群島町における互酬関係量の推移は，上記の図 7 のような理念図にまとめることができるだろう。そこから読み取れることは，次の 3 点である。①彼らの社会生活が不活性化する頃に，次の場所への空間転移が起こり，ライフコースにおける次のステージへ移る。②転居した直後には再活性化した社会生活は，ADL の低下と共に再び不活性化していく。③転居を繰り返すたびに社会生活の空間範囲そのものは狭くなっていく。

つまり，群島町におけるエイジングの過程とは，自宅に暮らす時期は群島町全域を移動して社会生活を営んでいた人が，群島町の中心部から施設内と徐々に活動領域を狭めていく過程でもあるのだ。だが，活動領域が狭まっていくことは，活動内容が乏しくなっていくことと同義ではない。群島町の居住状況に即した社会サービスは，常に互酬性を喚起するポテンシャルを秘めているのである。

この結論は，冒頭で掲げた第二の問題提起（すなわち，i）制度がどのように個々人の生──本稿の場合は老いていく過程──を規定しているのか。ii）当該地域の人々は，どのようなふるまいによって地域福祉という制度を支えているのか）に対応する。

まず，群島町で老いていくことは，高齢者の地理的移動と互酬の相関図（図 7）によって示せる。この過程は，地域の高齢者福祉制度によって強く規定されたものである。前節で述べた不確実で匿名的な互酬のシステムとしての福祉国家とは対照的に，地域福祉というローカルなレベルにまで細分化した場合，個々人のライフコースの中に確実で実名的な互酬の推移が書き込まれているのである。

重要なのは，この対面的互酬関係と社会サービスのフローの相関が，高齢者のライフコースを規定する過程そのものの中に，福祉国家の（互酬という側面からみた場合の）不確実性を担保する構図を見いだすことが出来るという点である。何故なら，人生行路の明確さこそが，退職後の生活設計の保証となっているからである。だとすれば，地域福祉とはあくまでも福祉国家の枠組内で設定されることで威力を発揮するシステムであると言えよう。

5.3　地域福祉と市民社会

ここまで，群島町の高齢者の生活を形作る地域福祉の原理としての互酬について論じてきた。以上のような考察は，社会福祉の文脈を離れた市民社会をめぐるより大きな冒頭の問題提起（すなわち，①地域中心主義を反映するローカルガバナンスは，実際にはどの程度「市民社会的」特徴を備えているのだろうか。②「市民社会」の理念上の根拠となる地理的越境性，市民の自発性は，どの程度実践されているのだろうか）に対し，どのような回答を導き出すだろうか。

本稿の記述からは，国家や市場からは独立した市民社会とは異なる「地域」という領域が浮かび上がってくる。まず，地域福祉のアクターとなる民間と行政という 2 つの組織形態の間には連続性があり，完全に切り分けることは出来ない。老人の家の事例に登場するように，社会サービスの提供者はボランティアであると同時に行政とも密接に関係している場合が多い。さらに，ふるまいのフォーマットは行政という区切

りを越えて，地域内の諸組織に流通している。特に，教会教区は過去に行政の代行者の役割を果たしていたこともあり，ふるまいのフォーマットの基盤となっている。その意味で，群島町の民間組織は行政（＝国家）に対抗的な存在ではない。

また，群島町の民間組織やボランティアは市場の論理に抵抗しない。行政のサービス設計は予算削減という大前提に基づいており，民間組織や高齢者との間の互酬的関係は，限られた予算をやりくりすることを可能としているからである。冒頭で解説した通り，地域中心主義の背景には福祉国家に対する市場の制限が存在することを考え合わせれば，これは何ら不思議なことではない。

次に，市民社会の論拠としての地理的越境性，市民の自発性についても，本稿の記述からはあまり見出されなかった。群島町の地域福祉は地理的構造に強く規定されており，市民による社会サービスへの関与もむしろ慣習的互酬行為として行われていた[34)]。その意味で，市民社会の道徳的論拠はローカルガバナンスの実践の中にはっきりと該当する性質が見いだせないことは確かである。

むろん，本稿は市民社会概念の道徳性そのものの妥当性を肯定／否定しているわけではない。だが，地域福祉における市民社会的要素を無条件に受け入れることには慎重であるべきだろう。これは，人類学に求められるスタンスでもある。例えば，在宅であることを望ましいとする思想は，自立した個人を尊ぶ近代的発想に根ざしている。そうした発想自体は批判の対象ではないが，（高齢者の）自立と（行政による）介入の間でコンフリクトが生じえる状況にあることは理解しておくべきだろう（cf. 髙橋絵里香 2008）。そもそも在宅介護重視の流れは，財政的な限界と高齢者へ自立を促す動きの中から生まれてきた。その流れ自体は一種の必然であったが，結果として成立している地域福祉のシステムをある種の「成功した事例」として紹介することは，福祉国家運営のグローバルな潮流やローカルガバナンスを推進する地域中心主義的論理を研究者自身が肯定していると受け取られかねない。

これは研究者による実践そのものを批判しているわけではなく，無自覚なコミットメントを警戒するものである。現代世界の現象は，マクロからミクロに渡る諸レベルの影響下にあり，常に政治的な読解の可能性を秘めている。それは市民社会概念と関わる現象において特に顕著である。現代世界の人類学は，より視野を拡大した記述を求められると同時に，分析概念の規範性を再考する理論的反省の態度が求められているのである。

注

1）類似する用語に「地域主義（regionalism）」が存在するが，「現代のリージョナリズム研究には，国境を越えたマクロな地域を対象とするものと，一国内の広域的なまとまりであるミクロな地域を対象とするものとがある」（若松・山田 2008: i）ように，定義があいまいである。また，一国内のまとまりとしての「地域」とは，「中央政府＝国と「ローカル」（local）な基礎自治体の間に位置する団体が統治する単位」（若松・山田 2008: i）であると理解されることが多いため，理念上の連続性を認めつつも，本稿では「地域中心主義」という表現を用いることとした。

2）本稿では，こうした自治体を中心的アクターに据えた社会福祉システムを「地域福祉」と呼んでいる。地域福祉は日本の社会福祉学の中で発明された用語ではあるが（武川 2006），コミュニティケアよりも広義な福祉の制度設計を論じるために，あえてこの用語を採用している。

3）フィンランドは「北欧型福祉国家の中の 1 つの（あるいは唯一の）例外的事例として理解されてきた」（Kettunen 2001: 225）。その特異性は，大まかに言って以下の 2 点に要約される。すなわち，①スウェーデン・ノルウェー・デンマークは第二次大戦後すぐに福祉国家建設に向けた動きを開始したのに比べて，フィンランドは遥かに後れをとった。②フィンランドにおいては，他の北欧 3 ヶ国において見られるような福祉国家を推し進める政治的動きやイデオロギーの浸透は比較的希薄であった。

　実際，第二次大戦では北欧諸国で唯一敗戦国となったフィンランドは，連合国に対する賠償金の支払いを課され，戦後は経済的に困難な状態が続いた。そのため，農村を基盤とした社会構造が長く続いたことは，フィンランドの議会政治において農業党（Maalaisliitto: fin）が他の北欧諸国と比べてずっと長く中心的な位置を占めたことからも伺われる。また，スウェーデンにおける福祉国家建設に向けた国民の合意形成が，「国民の家」構想という大きなイデオロギーによって補強されていたのと比べ，フィンランドにおける社会政策は経済的必要性に従属する変数として扱われてきた。

　このように，厳密に言えば社会民主主義から逸れていくようなベクトルを内包しながら，それでもフィンランドは他の北欧諸国の後を追うようにして福祉国家建設を進めてきた。これは，冷戦期のフィンランドにおいて「北欧型」の社会民主主義は，フィンランドが「東側」に所属していないことを表明する手段であり，北欧諸国間の政治的交流もまた各国の制度比較を促したことが理由と考えられる（Kettunen 2001：234）。

4）「今までにフィンランドで出版された中で，もっとも影響力のある社会科学的研究」（Saari 1997: 129）と称され，その重みにおいてイギリスにおけるベバレッジ報告とも比される。

5）クーシの著作が“60 年代の”社会政策と題されていることからも推察される通り，フィンランドにおける福祉国家建設は，スウェーデンを初めとする他の北欧諸国よりもかなり遅く始まった。これは，注 3 でも述べた通り，フィンランドが敗戦国として戦後の復興を遂げるまで，福祉国家建設の余裕を持たなかったことが一因である。

6）ただし，ケットゥネンが警告するように，福祉国家を近代化と産業化の単純な帰結として還元主義的に理解するべきではない（Kettunen 2001）。福祉国家は，直接的には政党政治によって「脱政治化」された経済的必要の言説によって推進されたのであり，労働組合や農業党を始めとする複数のアクターの交錯から立ち上がっていったと理解できよう。

7）社会民主主義レジーム以外の体制においても，経済基盤の脆弱化は福祉国家の見直しと連結する。日本における社会保障費抑制を望む議論は，その一例である。

8）「社会サービス（sosiaalipalvelu/socialservice: fin/swe）」とは，「サービスが個人によっては提供されないか，サービスの性質からして提供は社会が行うべき場合に限って，社会によって組織され，社会の支援と管理によって個人と家族の必要を充たすように調整されたサービスである」（Sosiaalihuollon Periaatekomitea 1971: 42–43）とされる。

9）サービス付住宅（palveluasuminen/serviceboende: fin/swe）は，「シェルタードハウシング（Sheltered Housing）」，あるいは「保護付き住宅」とも呼ばれる。ホームケアワーカーが 24 時間常駐し，日常的なホームケアの他に，緊急時にも対応することが可能な集合住宅である。

10）フィンランドにおける在宅介護とは，日本のように家族介護者の存在を前提にしたものではなく，独居高齢者を在宅で支えることが中心となっている。

11）フィンランドは現在，20 の県（maakunta/landskap: fin/swe）に分かれており，地方政府によって管轄されている。
12）本稿では，現地の用語を示す場合にフィンランド語・スウェーデン語の二言語による表記という形式をとる。“fin”，“swe”はそれぞれフィンランド語・スウェーデン語を意味する。現地の言語法に従い，地名あるいは組織についてはその地域の言語人口，組織構成員にみる話者の割合が多い方の単語を先に表記している。一般的な名詞の場合の表記順は，フィンランド全体の言語人口に従ってフィンランド語／スウェーデン語の順である。
13）つまり，群島町という仮称は完全に匿名性を保つための処置であるというよりも，群島町の人々の自己表象に基づく表記であると理解されたい。
14）二言語自治体とは，人口の 8% 以上，あるいは 3000 人以上が少数派言語を使用している地方自治体である。
15）2008 年の時点で，フィンランド語を多数派言語，スウェーデン語を少数派言語とする自治体が 21，スウェーデン語を多数派言語，フィンランドを少数派言語とする自治体が 23 ある。さらに，スウェーデン語の単一使用自治体が 3 つあり，残りの 399 自治体はフィンランド語を単一の公用語とする自治体である。
16）ただし，東フィンランドにおいては拡大家族の傾向がみられるため，同じ枠組で議論することは難しい（Moring 1999）。
17）このような構図は，「国家」が「公共の事柄」を独占的に担うというモデルによって「近代」を設計し，このモデルを自覚的に追及したフランスと明らかな対照をなす。
18）ホームケアとは日本におけるホームヘルプにあたるサービスである。フィンランドでは同サービスの正式名称が，ホームケア（kodinhoito/hemvård: fin/swe），ホームサービス（kotipalvelu/hemservis: fin/swe），近接ケア（lähihoito/närvård: fin/swe）等，しばしば変化しており，現場でも混乱が見られる。今回は，すでに正式名称ではなくなっているが，もっとも一般的に日常で用いられる「ホームケア」の語を採択した。なお，ホームケアサービスそのものの内容については，拙論（高橋絵里香 2008）で詳しい分析をほどこしているので，そちらを参照されたい。
19）本稿の民族誌的記述に登場する人物名称は，すべて変名である。行政スタッフに関しては初出のみフルネーム，その後はファーストネームのみを記載している。高齢者の場合は，初めからファーストネームのみを記載している。
20）群島町の場合，町内に入院設備を持つ病院と精神障害者のための療養施設があることで，自己完結性はより高まっている。ただし，県立病院と大学病院はバスで 30 分程の近郊の大都市にあるため，より高度な医療サービスを受けるには自治体を出る必要がある。
21）都市住民の場合は，休暇中にだけ暮らす別荘「夏小屋」を沿岸部に所有することが，ステータスとなる。群島町はそうした「夏小屋」で有名な「夏の町」（kesäkaupunki/sommarstad: fin/swe）でもある。
22）群島町の人口は 1 万人強なので，10 人に 1 人がこの会社で働いていたことになる。
23）P 社では，家を建てるための土地を社員に販売し，家を建てるための建築材料も格安で提供していた（Smeds 1998: 114）。その他にも P 社は多くの福利厚生事業を行っており，これら社員の福利厚生を発展させる形で群島町の社会福祉が整備されてきたといっても過言ではない。こうした福利厚生を行う企業は，フィンランドでは各地に見られる。その意味で，フィンランドは社会民主主義レジームに属すると看做されているとはいえ，コーポラティズムの側面を併せ持っており，保守主義レジームへの親和性を持つ。
24）デイサービス・デイケアという用語の日本とフィンランドにおける定義を確認しておこう。デイサービス（päiväpalvelu/dagstjänst: fin/swe）は，日本では通所介護とも呼ばれ，介護保険によって費用が負担されるサービスの 1 つとされている。老人の家の場合は，デイサービスの利用者は日本のように契約を交わすのではなく，好きな時に自発的に施設を訪れており，その意味ではコミュニティセンターのような機能を果しているといえるかもしれない。一方で，群島町行政と契約を交わし，週の決められた曜日に老人の家を訪れる高齢者も多い。彼らは自由訪問者と比べて日常生活動作の程度が低い場合が多く，看護婦の資格をもつスタッフによって投薬管理されている。このサービスは老人の家では「デイケア（päivähoito/dagsvård: fin/swe）」と呼ばれており，日本における通所リハビリの訳語である。しかし，老人の家の「デイケア」にはっきりとしたリハビリ目的があるわけではなく，むしろ日本のデイサービスに近い内容となっている。
25）群島町の引退した学校教師によって始められたクラブである。T 丘にある平屋を借りて行

われており，行政の正式なサービスではない。だが，クラブに集う老人たちの活動内容は老人の家とほとんど変わらないため，ここに加えた。

26） 常連訪問者とデイケア利用者の積算は，多く見積もっても 1 日に 11 人であり，彼らがすべての施設開所日に老人の家を利用したとしても，220 人しかならない。よって，不定期の利用者が 200 〜 300 人は存在すると考えられる。

27） 地区婦人会と消防団を別にすれば，群島町の多くのアソシエーション活動は町の中心部で開催される。その内容は，趣味の活動，教会教区の組織，ボランティア等多岐に渡っている。

28） 「ディアコニ」（diakoni/diakon: fin/swe）とは，英語の“deacon”にあたる語で，「教会執事・助祭（カトリックの場合）・奉仕女・教会奉仕職」とも訳される職務である。本稿では，フィンランドにおけるこの職業の展開をとりあげていることから，「ディアコニ」という現地語を採用した。群島町には，使用言語に基づき 2 つの教区が存在し，スウェーデン語教区で 2 人，フィンランド語教区で 1 人のディアコニが勤務している。

29） マルッタ婦人会は家政の改善を目的とした組織で，女性に対する啓蒙運動の一環として 19 世紀末に誕生した。

30） ただし，老人の家のボランティアたちが用意するコーヒーとケーキを食べる場合は，それぞれにつき 50 セントを支払う。

31） フィンランドのバーベキューは，ソーセージをグリルで焼くというだけのイベントであるが，大抵は男性の仕事とされている。

32） モースは，ポリネシアやメラネシア，アメリカインディアンといった当時の「未開社会」および古代ローマ，ゲルマン，ヒンドゥーの法体系から贈与＝交換の道徳を導き出し，そうした道徳を形作る背景となった全体的給付体系について，「このような体系は，大小の差はあれ，われわれが望む社会のあり方とまさに同じタイプのものである」（モース 2009: 268）と述べている。こうしたモースの自社会に対する提言は，彼自身が社会主義の立場を取っていたことと無縁ではない。贈与論の社会主義的側面については，佐久間（2011）を参照のこと。

33） もっとも若いボランティアは 57 歳，最高齢は 76 歳である。実際には筆者もボランティアとして参加しているが，平均年齢を大幅にずらしてしまうので，計算に含めていない。

34） そのため，群島町の場合，社会サービスの需給範囲は 2 つの言語集団によって若干の分離が見られる。これは使用言語によって社会サービスの対象が限定されていること，多くの民間組織が言語集団ごとに成立していることが所以である。このように，慣習的互酬行為は，その土地に根付いた格差的要素を反映する傾向にある。

文　　献

Albæk, Erik, Lawrence Rose, Lars Strömberg and Krester Ståhlberg (eds.)
1996 *Nordic Local Government: Developmental Trends and Reform Activities in the Postwar Period.* Helsinki: ACTA.

Bourdieu, Pierre
1977 *Outline of a Theory of Practice*, translaed by Richard Nice. Cambridge, New York: Cambridge University Press.

Comaroff, John and Jean Comaroff (eds.)
1999 *Civil Society and the Political Imagination in Africa: Critical Perspectives*. Chicago: University of Chicago Press.

エーレンベルク，ジョン
2001 『市民社会論──歴史的・批判的考察』吉田傑俊監訳，東京：青木書店。

エスピン - アンデルセン，ヨスタ
2000 『ポスト工業経済の社会的基礎──市場・福祉国家・家族の政治経済学』渡辺雅男・渡辺景子訳，東京：桜井書店。

Ka, Lin
2005 Cultural Traditions and the Scandinavian Social Policy Model. *Social Policy and Administration* 39(7): 723–739.

神野直彦
2004 「新しい市民社会の形成──官から民への分権」神野直彦・澤井安勇編『ソーシャルガバナンス──新しい分権・市民社会の構図』pp. 2–16，東京：東洋経済新報社。
Kettunen, Pauli
1997 The Society of Virtuous Circles. In Pauli Kettunen and Hanna Eskola (eds.) *Models, Modernity and the Myrdals*, pp. 153–173. Helsinki: Renvall Institute Publications.
2001 The Nordic Welfare State in Finland. *Scandinavian Journal of History* 26(3): 225–247.
Kuusi, Pekka
1964 *Social Policy for the Sixties: A Plan for Finland*, translated by Jaakko Railo. Helsinki: Finnish Social Policy Association. (1961 *60-Luvun Sosiaalipolitiikka*. Porvoo: WSOY)
モース，マルセル
2009 『贈与論』吉田禎吾・江川純一訳，東京：筑摩書房。
マイヤー，トーマス
2005 「20 世紀における社会民主主義とその未来──福祉国家の再設計へ」山口二郎・宮本太郎・坪郷實編『ポスト福祉国家とソーシャルガバナンス』pp. 27–55，京都：ミネルヴァ書房。
Mead, William R.
1953 *Farming in Finland*. London: University of London.
Moring, Beatrice
1999 Land, Labor, and Love: Household Arrangements in Nineteenth Century Eastern Finland—Cultural Heritage or Socio-Economic Structure? *The History of the Family* 4(2): 159–184.
ニィリエ，ベンクト
2004 『［新訂版］ノーマライゼーションの原理──普遍化と社会変革を求めて増補改訂版』河東田博ほか訳編，東京：現代書館。
Paley, Julia
2002 Toward an Anthropology of Democracy. *Annual Review of Anthropology* 31: 469–496.
Pargasbygdens Historiekommitté (ed.)
1959 *Pargasbygdens Historia 2*. Pargasbygdens historiekommitté.
Pred, Allan
1986 *Place, Practice and Structure: Social and Spatial Transformation in Southern Sweden 1750–1850*. Oxford: Policy Press.
Saari, Juho
1997 In Gunnar Myrdal's Footsteps: Pekka Kuusi and the Vision of Scientific Planning. In Pauli Kettunen and Hanna Eskola (eds.) *Models, Modernity and the Myrdal*, pp. 129–152. Helsinki: Renvall Institute Publications.
佐久間寛
2011 「交換，所有，生産―『贈与論』と同時代の経済思想」モース研究会著『マルセル・モースの世界』pp. 181–212，東京：平凡社。
Silber, Ilana
1998 Modern Philanthropy: Reassessing the Viability of a Maussian Perspective. In W. James and N. J. Allen (eds.) *Marcel Mauss: A Centenary Tribute,* pp. 134–150. Providence, RI: Berghahn Books.
Singleton, Fred
1989 *A Short History of Finland*. Cambridge; New York: Cambridge University Press.
Sipilä, Jorma, Margit Andersson, Sten-Erik Hammarqvist, Lars Nordlander, Pirkko-Liisa Rauhala, Kåre Thomsen, and Hanne Warming Nielsen
1997 A Multitude of Universal, Public Services: How and why did Four Scandinavian Countries Get their Social Care Service model? In Jorma Sipilä (ed.) *Social Care Services: The Key to the Scandinavian Welfare Model*, pp. 27–50. Aldershot: Ashgate.
Smeds, Kerstin
1998 *Moving Mountains: A History of Partek.* Espoo: Frenckell Printing.
Sosiaalihuollon Periaatekomitea
1971 *Sosiaalihuollon Periaatekomitean Mietintö 1.* Helsinki: Valtion painatuskeskus.

Stenius, Henrik
1997 The Good Life is a Life of Conformity: The Impact of Lutheran Tradition on Nordic Political Culture. In Øystein Sørensen and Bo Stråth (eds.) *The Cultural Construction of Norden*, pp. 161–171. Oslo: Scandinavian University Press.
髙橋絵里香
2008 「自立のストラテジー──フィンランドの独居高齢者と在宅介護システムにみる個人・社会・福祉」『文化人類学』73(2): 133–154。
高橋睦子
1998 「フィンランドの社会福祉」中村優一・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉 1　スウェーデン・フィンランド』pp. 383–526，東京：旬報社。
武川正吾
2001 『福祉社会──社会政策とその考え方』東京：有斐閣。
2006 『地域福祉の主流化──福祉国家と市民社会 III』京都：法律文化社。
2010 「地域福祉の主流化とローカル・ガバナンス」岩田正美監，野口定久・平野隆之編『リーディングス日本の社会福祉 6　地域福祉』pp. 315–330，東京：日本図書センター。
Titmuss, Richard M.
1973 *The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy.* Harmondsworth: Penguin.
Trägårdh, Lars
1997 Statist Individualism: On the Culturality of the Nordic Welfare State. In Øystein Sørensen and Bo Stråth (eds.) *The Cultural Construction of Norden*, pp. 253–287. Oslo: Scandinavian University Press.
Turner, Bryan S.
1987 Ageing, Dying and Death. In Bryan S. Turner (ed.) *Medical Power and Social Knowledge*, pp. 111–130. London: Sage.
若松　隆・山田　徹編
2008 『ヨーロッパ分権改革の新潮流──地域主義と補完性原理』東京：中央大学出版部。
吉田傑俊
2005 『市民社会論──その理論と歴史』東京：大月書店。